

第 19 回 佐用町議会(臨時)会議録 (第 1 日)

平成 20 年 2 月 21 日 (木 曜 日)

出席議員 (21 名)	1 番	石 堂 基	2 番	新 田 俊 一
	3 番	片 山 武 憲	4 番	岡 本 義 次
	5 番	笹 田 鈴 香	6 番	金 谷 英 志
	7 番	松 尾 文 雄	8 番	井 上 洋 文
	9 番	敏 森 正 勝	10 番	高 木 照 雄
	11 番	山 本 幹 雄	12 番	大 下 吉 三 郎
	13 番	岡 本 安 夫	14 番	矢 内 作 夫
	15 番	石 黒 永 剛		
	17 番	山 田 弘 治	18 番	平 岡 き ぬ 糸
	19 番	森 本 和 生	20 番	吉 井 秀 美
	21 番	鍋 島 裕 文	22 番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (9名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	達 見 一 夫
	財 政 課 長	小 河 正 文	水 道 課 長	西 田 建 一
	住 民 課 長	山 口 良 一	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	教 育 委 員 会 総 務 課 長	坪 内 頼 男		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

日程第 2 . 会期決定の件

日程第 3 . 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例 専決第 1 号）

日程第 4 . 議案第 5 号 工事請負契約の変更について(上月小学校屋内運動場建設工事)

日程第 5 . 請願第 1 号 産業廃棄物処理施設計画撤廃と早期問題解決を求める請願書

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

ただ今から、第 19 回佐用町議会臨時会の開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 19 回佐用町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集を賜り、誠にご苦労さまでございます。

さて、今期臨時会に付議される案件は、専決処分の承認を求めることについて、工事請負契約の変更について、請願についての案件が提出されております。

何卒、議員各位にはご精励を賜り、これら案件につきまして慎重なるご審議を賜り適切妥当な答えが得られますよう、お願いを申し上げ開会のあいさつといたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 19 回佐用町議会臨時会を開会いたします。なお今期臨時会のために、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、総務課長、財政課長、水道課長、住民課長、上月支所長、教育総務課長であります。

なお、本日、24 名の傍聴申し込みがありました。傍聴者の皆さん大変寒い中ご苦労さまでございます。平素は、我々議会に対しまして暖かいご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りし厚くお礼を申し上げます。私達も住民の為に一生懸命頑張っているところでございます。どうか、今後ともなお一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げお礼の言葉にいたします。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第 1 は会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして、議長より指名をいたします。

8 番、井上洋文君。9 番、敏森正勝君。以上の両君をお願いいたします。

日程第 2 . 会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 2。会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期臨時会の会期は本日 2 月 21 日の 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日1日限り
と決定いたしました。

〔山本君「議長、動議」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） この際、日程の変更を求める動議を提出したいと思います。
日程第3であがっている請願1号、産業廃棄物施設計画、産業施設設計計画撤廃と早期
問題を解決を求める請願を日程として直ちに審議することを求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 賛成者がございました。
ただ今、山本君から日程の順序を変更し、日程第5、請願第1号、産業廃棄物処理施設
計画撤廃と早期問題解決を求める請願書の件を先議されたいとの、動議が提出されたところ、
所定の賛成者がおりますので、この動議は、成立いたしました。
本動議について直ちに議題といたし、採決したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。
本動議の、請願第1号を先議し、日程の順序を変更することに決定することに、賛成の
方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、多数であります。よって、日程の順序を変更し、日程第5、
請願第1号、産業廃棄物処理施設計画撤廃と早期問題解決を求める請願を先議することに
決定いたしました。

日程第5 . 請願第1号 産業廃棄物処理施設計画撤廃と早期問題解決を求める請願書

議長（西岡 正君） 請願第1号、産業廃棄物処理施設計画撤廃と早期問題解決を求める
請願書を議題といたします。
請願第1号、産業廃棄物処理施設計画撤廃と早期問題解決を求める請願書は、会議規則
第87条の規定により委員会の付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これ
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔矢内君「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） ただ今、提案されました請願 1 号の委員会への付託を動議として提出いたします。

その理由は、産業廃棄物処理施設計画撤廃と早期問題解決をはかる請願書は、本来から言えば、環境を守る公害防止条例に当てはまる案件ではないかというふうに思います。

公害防止条例は、対象事業が現実として実施をされることが決定をしてから、その事業に対する心配の中で、お互いが 1 つのテーブルにつき、その心配をされる案件全て出し合い、その合意が得られない場合に、初めて発生をする問題であろうと認識しております。ですから、この請願を提出することすら、時期尚早の感があると私自身は思っております。

しかしながら、地域住民の方々が、これだけ多く、その計画に対し、住民の意思表示として、最も重い請願といった形で出されて来た以上、この請願については、慎重の上にも慎重を期して臨むのがわれわれ議会人本来の姿であろうというふうに思います。

請願者の真の志、また紹介議員の本志をしっかりと聞かせていただくためにも、本日この場だけの審査では、とても満足いくものにならない言うふうに思います。

そういった思いから、この件については、所管であります厚生常任委員会に付託するのが最も賢明であろうというふうに考えます。また、本来、請願というものは、他の議案と違い住民の皆様から出される願望であって特質性を持っております。私自身もそういうふうに思っておりますが、合併後の審査案件の多くは残念ながら即決とした、即決と言った流れが多いように思いますし、特に共産党議員団の方々は、そのことに常に警鐘を鳴らされております。まさか、今回の件についてのみ即決ということは言われたいだろうというふうに思います。

以上の思いから本件を委員会付託することを動議として提出をいたします。以上です。

議長（西岡 正君） 賛成の方いらっしゃいますか。

賛成がございます。この動議には賛成者がありましたので成立いたします。

お諮りします。請願第 1 号、産業廃棄物処理施設計画撤廃と早期問題解決を求める請願書を委員会に付託することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、少数と認めます。よって本案は、厚生常任委員会に付託することは、否決されました。

引き続き審議に入ります。請願にかかる紹介議員の請願趣旨説明を求めます。

請願に対する紹介議員の説明、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） 議長。ただ今、上程をされました請願第 1 号、産業廃棄物処理施設と早期問題解決を求める請願について趣旨説明をいたします。

請願の趣旨、住民無視で進められてきた産業廃棄物処理施設才金ファーム計画を撤廃し、地域住民の不安を取り除くとともに、安心して安全な地域づくりを進めるために早期問題解決を求める議会決議をされたい。

2、請願の理由、幕山地区内才金集落で進められている産業廃棄物処理施設計画は、住民に対して十分な説明や協議が行われることなく、関係地域を地元集落だけと決めて進め

られてまいりました。平成 19 年 10 月 4 日幕山地区住民に対し初めての事業者説明会が行われましたが、施設の維持管理責任や原料の搬入出交通・生活水の汚染など様々な不安を訴える声や、これまでの行政手続に対する不信感から計画反対が求める意見が大多数でありましたが、以降も住民に対する行政の説明は行われておりません。また、その後集約された反対署名や各集落での協議でも、幕山地区住民の多くが明確な反対意思の表示を行っております。幕山自治会においては、こうした住民の意思を重く受け止めて度重なる協議を進めながら、計画の見直しを求める運動が進めていますが、いまだ問題解決に至らず、地区住民は引き続き大きな不安を持ち続けております。各自治会においては、活力ある村づくりを進めるために積極的な事業取り組みを行ない、この取り組みを地区全体に広げて「地域づくり」に全力で進めなければならない非常に大切な時期でもあり、地区住民が引き続き協働するためには、今回の問題を早期に解決することが必要であります。つきましては、地区住民の不安を取り除き、安心して安全な地域づくりが進められるように、一刻も早く計画撤廃が行なわれ問題解決が図られるために、別紙決議案（案）を緊急かつ速やかに採択されますようお願いを申し上げます。

議員各位のご賛同を心からお願いを申し上げ趣旨説明といたします。

議長（西岡 正君） 説明が終わりましたので、これより請願に対する質疑に入ります。質疑のある方質問願います。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） 石黒議員。

15 番（石黒永剛君） はい、15 番石黒です。少し風邪をひいてますのでお聞き苦しい点があるかと思えますけどもお許し願いたいと思えます。

地区住民の皆さんの一生を代弁した、この請願文拝読いたしました。私的に言っても、旧佐用町において未包畜産団地に係る畜産公害、これは合併後の今日にあっても、決定的な解決が見ないままに土づくりセンター運営費という形で多額の予算投入がなされています。この事から考えましても、幕山地区皆さんの思いを反映するこの審議を十分にしていかなければならないと思っております。そういった観点から提出されている請願文において 2、3 の質問をいたしたいと思えます。

で、私は、この計画は昨年 6 月であったと思えます。その時点で議員の皆さんと岡山県の方に視察に行って参りました。それから、その後においても、私個人として現地を視察し、皆さんが視察された上にある西日本オーガニックの関係者からも 1 時間程に亘る説明を受けました。また、周辺視察も行ったわけですが、私なりに、この問題について、それなりに見聞を広めてきたところであります。

それでは質問いたします。その 1 つは、本文に撤廃という言葉が用いられておりますが、あえて撤廃とされた理由をお聞きいたしたいと思えます。請願者のより明確な意思伝達というには、適切な用語使いが必要でないかと思えます。そういった意味で、この件質問いたします。

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） この問題につきましては、石堂君の方からお答願いたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 紹介議員としてあがっておりますので、その件についてご説明をさせていただきます。

地域住民において、この請願に対し撤廃という文字をどのような目的で使われたのかという質疑でありますけども、従来この計画については、幕山地域住民、とりわけ才金以外の自治会、自治会長を筆頭とする住民に対しての住民説明というのは、昨年10月4日、初めて事業者の説明が行われたわけです。地域住民にすれば、それ以降の思いについては、十分この機会の中でも、その都度議論の中でご紹介をさせていただいたとおりです。つまり、この計画自身が、既に昨年の一昨年の12月から行政上においての手続きが進んでおります。それは、この間、各議員の方にも配付された資料のとおりでありますけれども、地域住民の代表にすれば、その手続き自身が誤っていると。従来、関係地域は、才金だけに限定するということは兵庫県、県民局の環境課ですけれども、そこのやり取りで確認をされておるといふふうに聞いておりますけれども、それ自身に対しても地域住民は十分に納得をしていないし、本来、この計画自身事業者の説明が従前に、もっとも早い段階にあって、住民が十分に理解をした上で、それから行政が関係地域を才金と決めて県との業者との事前協議に対しての行政手続を行うのが筋であろうという思いであります。つまり、ここの中で、ある意味撤廃という文字を使っているのは、行政自身が業者との協議を終え、才金との協議を終え、その手続きを始めたこと自身が過ちであり、その手続きをもう一度さかのぼって行うのであれば、この計画というものが実際周辺の自治会に対しての協議というものが始まるというふうに認識しておるから、その手続き自身を再度改める為に撤廃という文字。そしてまた、もう少し具体的に申し上げますと、現状の進行の中で、業者側にとっての手続きというものは、昨年6月において既に県の環境部に対して事前審査の手続きは終了しております。これは、県の方からも、その終了通知が出ております。という事は、地域住民にとって、この計画を何を根拠に止める事ができるのかと言えば、今現在、業者に対してじゃなく、当初から住民が考えているとおり行政に対して、この手続き、業者との協議を始める時に、なぜ地域住民が、その中に入れてもらえなかったのか。なぜ説明なしに、ここまで始まっているのか。もうその思いの一念であります。そういう意味を込め、計画自身を撤廃する方向で、行政にその姿勢を求めるといふ意味から計画撤廃という文字になっております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒議員。

15 番（石黒永剛君） 石堂議員は、紹介者でありますので、まあ議論の場ではないと思いますので、私自身の個人的な見解は、ここでは申し上げます。

続いて、久しぶりに、この議員必携たる物を、私見ました。10年になろうかという議員が何だというような事になろうかと思っておりますけども、この中に、議員の心構えについての記載があります。絶えず、やはり、私たちは、こういうテキストのもとに行動しなければならないと思っております。議員は、広く住民の代弁者でありますというような事が、ここには特記されております。そういった観点から、住民、文章の中には、才金地区の皆さんの意見が見えません。やはり、公平な立場に立って、物を論じ、そして決していかなければならない1議員として、どうしても、この民意はどうなっているんだという事をおき聞きたいわけですからけれども、この件について紹介者の中では、少し、私自身不十分ですけ

れども、お聞かせ願いたいと思います。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。あっ、

15 番（石黒永剛君） その事につきましては、才金地区の片山議員が適切ではないかと思
いますので、お願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、分りました。片山武憲君。

3 番（片山武憲君） 片山でございます。元々ですね、才金だけを関係集落として説明、
手続きがなされており、今に至ったわけでございます。今のご質問に対してはですね、広
く、広い範囲の住民の意思ということに対する考えだと思います。私が、一番こう才金集
落の一番隣接の地域に住んでおります。そして、皆様ご記憶にあると思いますけれども、
昨年 10 月 4 日、幕山地区で業者説明会、町行政も参加されておりました。私も参加して
いました。そういう中で両方のレベルの差によりまして、多くの反論も出ました。ほとん
ど大半が不安という、不安の声でございます。このまま手続きが進んでもらって、産廃施
設ができては困るということで、大半の意見でございました。そして、この年明け、私は
才金集落で集会ですか、才金集落が町長及び幕山自治会長会の意思。つまり、この計画を
白紙撤回にしてもらえないだろうかというような、ついでに協議がなされるという場に、参
加することでできまして、立場は発言権ない立場だったと思ってますけれども、その中
でも才金の村の方のたくさんの参加はなかったんですけれども、ほとんど、この計画が一部
の者だけしか、によって進められて、一部の者だけで進められており、あまり意見を言
う機会もなかったというような状況もありました。こういう状況で、やはりこの地域的な
川の流れとか、色んな環境的にも一番影響します幕山地域の住民は、もっとも反対の意
見を持っております。そして責任持った態度を示して町と協議し、そして隣接である特
に隣接であります、ああ隣接じゃない、周囲の同じ幕山地域である住民等に対して協議
や説明や理解して欲しいという才金の集落の方々自身がまだまだ意見を言う場がなかつ
たとか、一部の者だけで話が進んでおったとか、色々あります。そういう意味で、未だ
不安の意見が大多数でいうことでございまして、このままでは、計画を進めては行けな
いということで、私は、賛成の立場を、この決議案を求める賛成の立場で紹介議員とな
っております。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと待ってくださいよ。石黒議員よろしいか。

〔山本君「いまにもう一遍答弁を加えたいんですけどね」と呼ぶ〕

〔石黒君「僕のあれが終わってからにしてください」と呼ぶ〕

〔鍋島君「紹介議員として補足」と呼ぶ〕

〔山本君「補足ということや」と呼ぶ〕

〔鍋島君「こっちも、それ補足」呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 石黒永剛君。

〔山本君「おかしいんや、それ」と呼ぶ〕

15 番（石黒永剛君） 私も、この答弁で片山議員の答弁で、満足なんですけども、補足があればいただいていた方がいいと思います。

〔山本君「いや、いや、いや、いいです」と呼ぶ〕

15 番（石黒永剛君） しかし

〔山本君「満足してもらえらなら、それで結構ですよ」と呼ぶ〕

15 番（石黒永剛君） しかしですよ。

議長（西岡 正君） 静かにしてください。

15 番（石黒永剛君） しかしですよ、私当初、この問題に昨年の計画、倒置という話がありました。そして、その後において、私自身片山議員に、片山さん、あなた自身は、この問題どうなんですかと、私も選挙する身ですという話をしましたところ、私は、賛成なんだとおっしゃった言葉が頭の中に今なお残っております。そういった意味で、今日の答弁についてはまあ、事情が変わったんだなということで、私は、これでよろしいです。続いて質問します。よろしいか。

議長（西岡 正君） はい、続けて。

15 番（石黒永剛君） この請願書を出してでもという、まあ、そこに不安な気持ちは十分に理解できました。ただね、「だったら」、「もしかしたら」というだけで、この計画が止めることが法的に難しいのではないんだろうかなという、私は、疑念を持っております。そういう物を残しつつ、私 1 人が時間をとってもしらんので、あとの質問の方に話を譲りますけれども、「幽霊の正体見たり枯れ尾花」というような話、言葉もあります。不安だ、不安だ、不安だとあおることによって、そのものが本当に現実になったような錯誤さえあるようなこともあろうかと思えます。大きな声が小を制するというようなことがあっても、これはなりません。ひとつ賢明な皆さん、このことについて、十分にここで審議していただいて、そしていい結果が何とかでるようというのを願ひまして、中立の立場から、私自身、皆さんの話は最後に判断いたします。

人の話は、鼻先で笑うものじゃないですよ。森本議員。終わります。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 新田俊一君。

2番（新田俊一君） 2番、新田です。若干、石黒議員と重複しますけれども、この点は、ちょっとあの、どなたでも結構なので、紹介議員の方から説明をいただきたいと思います。請願者の皆さんの気持ちも非常に良く分かります。確かに佐用町は綺麗な水、千種川も抱えておりますので、こういった物があれば大変困るということも、私自身もよく分かっておりますが、才金ファームが来ることによって、こういう問題が起きまして、ずっとこうお話を聞いておられます、才金地区の住民への配慮は一体どうなっておるんだろうかと。このまま放っておいて、もうこう村八分のような格好にしてしまうのか。それとも、また含めて話すのか、それのとも、ちょっとお聞きしたいと思います。また、私が個人的に考えるのですが、才金の一部の住民の皆さんは、活力ある村づくり、積極的な事業の取り組みとして決断され、才金ファーム社と話を進めて来たものと思われませんが、企業誘致の件については、一昨年の平成18年の10月頃から町長から報告があったと思いますが、なぜもっと早く調査をして反対をされなかったのかと思います。その点について、説明をお願いしたいと思います。以上です。

議長（西岡 正君） はい、どなたでも結構です。紹介者の方。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、あの、私も紹介議員させていただいております。鍋島です。地域との関係もありますけども、私は、紹介議員として受けた請願者からの意思として関係ある分についてお話させていただきます。

まず、才金の方達をね、今回請願あげておられる方達は、差別するとか、除け者にするとか、そういう気持ちは全くないというふうに私は感じております。むしろ幕山地域としてね、本当に手を携えて行ける、そういう地域づくり、それをきちっとしていかなきゃいけないんだという思いが、私は、強く書いております。この問題というのが、発端は、住民無視でね、進められて来たというのが、第一の問題であります。つまり、住民無視ですから、行政から阻害する。そういう形で多くの幕山住民が置かれて来ました。

現に、一番の問題点は、昨年の6月28日の連絡会であります。その時点で、町長が議会に報告したのが、5月段階で、この産廃問題の事前協議や手続きは終了しました。という報告をしました。その時に多くの議員から、それはおかしいと。才金の住民は、そんなこと知らない方もおられるし、はっきりサインを示した覚えもないという意見を聞いているという指摘があって、町長が、それなら再度調べますというようなことで、5月28日終わりました。その1ヵ月後の7月に町長が報告したのが、調べた結果、賛否も取っていないことが明白になりました。また、色々意見があったとしてもね、ものの言えない方もおられると、こういうことが分かったというのを、町長は連絡会で報告をされたわけでありまして。この経過からしてもね、どういう形で進められて来たかというのが、1点分かるわけです。

それから、2点目に大事な問題は、法的手続きで兵庫県条例、いわゆる紛争調整に関する条例ですけど、この13条で、地元の町長の意見を挙げるという条文があります。つまり、承諾をとっていいのは、町長さんどの範囲ですかという県の問い合わせに対して、町長は、才金だけでよろしいというようなね、意見を挙げたと。これがね、この後々まで大

問題になって来た大きな原因だというふうに思います。10月4日の、あの集会においても、多くの住民の方が怒りを持たれたのは、そのように一方的に進められるやり方に対して、私たちの立場はどうなんだと、住民の立場はどうなんだというのが、思いが大きく広がって、それが今回の大きな署名運動になり、住民の構図になっているというふうに、私は、感じております。ですから、この住民運動されている方々を、ほとんどの方がね、やっぱり才金の人たちとよく話し合っただけでね、本当に、この幕山地域をどうしていくんだと、皆、仲良く手を携えてやっていこうじゃないかと、そういう思いで働きを、この間、地道にね、して来ておられます。この点を見ていただければね、やっぱり、私は、この幕山地域全体のね、そういった融合融和を図るために力一杯住民の方が思って行動されている。才金に除けものにしようとか、そんな意図的なものは全く感じられない。これが、私の町会議員として請願者から感じている内容であります。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 大体は、理解できるわけなんですけれども、せめて、この請願の中に、たった1行でもね、そういう言葉が記載されておりましたら、大変納得するところなんですけれども、それが抜けておることに対して、ちょっと残念だなというふうに考えます。

また私は、この問題は、元々は才金ファーム社と才金地区の住民との協議で進めていくのが本筋だと思います。確かに公害が出るというような予測の下で幕山地区または、久崎地区への波及があったことは、今のところは理解しておりますが、これにつきましては、勿論、こういう大きな問題につきましては、行政もしかるべく調査をし、行政手続を地域住民によく説明して、その後に、地域住民が理解されたと認識してから県へ手続きすべきだったと思います。私らも、事後承諾のような感じで町長から報告を受けて来ましたが、行政的に必ずしも手抜かりがなかったとは言えないと思います。議会議決に向けてですが、才金ファーム社と地域の皆さんとよく話しして、そして、才金集落を村八分にすることをないように、今後大切に、話し合い進めて行って明るいまちづくりをしていただきたいなど、このように思いますが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） 答えいりますか。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） なるほど新田議員の指摘はそのとおりで、われわれは先ほど鍋島議員が言われましたように、当然、前提が一番心配しておりますのは、幕山が、この問題で割れるということです。それがなくする為に、何とかこの計画を白紙に戻して欲しいという思いの中で、この請願も出ておりますし、我々紹介議員も、そういう願いを持っておりますし、全体の方も、そういう願いであると理解しております。

議長（西岡 正君） はい、新田議員よろしいか。

〔山本君「はい、紹介議員として」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

11 番（山本幹雄君） あ、これ新田さんが一番心配されておったん、ねっ、ちょっと才金地区をね、まあ言葉が悪いけど除け者にするようなことのないようにして欲しいと、そういう思いを1行でもって言われておって、私は、そういうもんに対して、ほんまにこう、そうだなという思いがあります。で、去年の10月の時に、私は、町長に一般質問させていただきました。その時に、その幕山が割れないようにして欲しいと。そういうふうをお願いさしてもらたと思うんです。それは、どうかと言うと、こういう事が、ずっと続くと才金地区がこう、皆からこう、先ほど言ったように、除け者にされたりとか、そういうことがないようにだけということの中でです。そして、ただ、去年のその10月4日、ワッと反対運動があったあと、そのままガーッと行くのではなくして、町長の方からちょっと待って欲しいということで地元と協議するからというようなことがありました。そういう中で、今回反対運動も、じゃあ、町長に、ある意味委ねましようということで、地域反対運動もドンドン行くんじゃなくして、町長の方かて、地元才金地区と何回も協議してもらって、その上進めていこうじゃないかと。その中で、いい判断を下してもらおうじゃないかという形で進めております。だから、才金地区以外の幕山の住民の方は、新田さんが心配されているように、十分才金について配慮しながら進めて来ているなというのを肌で見て感じております。以上です。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） 質疑ですか。質疑ですか。

10 番（高木照雄君） はい。

議長（西岡 正君） 高木照雄君。

10 番（高木照雄君） 10 番、高木です。皆さんもご存知のとおり、私自身、山田議員もご存知のとおり才金ファームの建設については、最初から反対意見を持っております。西日本オーガニックに行きました時も、藤井社長との私とのやり取りの中で、お前も分かっておるんだろうかと、そういうふうな、わざわざ視察に行とんのに、そういった口調で文句を言われた中で、私は、才金ファーム建設は真っ向から反対しております。でも、ここに、こうした反対意見の陳情書に紹介議員が、5人の方が出されておりますけれども、この問題は、才金ファームと森口自治会長を中心とする才金地区の問題で、民々の問題ではないかと、私は思っております。ここに、こういった請願書を出される前に、紹介議員が、この請願書、ああ、請願書を持って才金地区へ行かれて、そして僕は、こういう問題が起きとんだから、身を引いてもらえんのだろうかというような行動が行われたかどうかということ、それ聞きたいと思えます。私自身、仮にAとBとがAさんの土地をBさんが仮に買うとして、そのAさんの土地にカラオケボックスをつくるんだという話ができ、そりゃ、土地としては普通の10倍以上の単価で購入された。Aさんは嬉しいから売りますという覚書書を仮につくったとした時にね、地域住民が反対だ、反対だと言って、蚊帳の外で反対運動起こして、直接Aさん所へ行って、こういう問題があるんだから、何とか売買契約を破棄してもらえんのだろうかというような、私は、話があったかどうかということ聞きたいんです。

〔山本君「あったんです。何回も」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 高木議員のご質問にお答えをします。

請願書の内容については、当然、文書表現の容量が限られてますので、この経緯等という物は省略をされいますけれども、まあ、町当局あるいは議会の中での審議の中で耳に入っていることもあるので、それと重ね合わせて認識していただきたいんですけども。当然、請願者である幕山自治会については、10月の4日の住民への事業者の説明以降、当然、住民の色々な声を各自治会長が聞き、自治会として、これは行動しなければいけない。当然、地域づくりの一環でもありますし、これからの幕山の将来についてという思いで、10月初旬より行動を開始されております。具体的に申し上げますと、10月の18日、11月の5日、12月には2日間等、その町長も含めて幕山自治会長会で、この問題について協議し、具体的に才金の住民に対する話し掛け、あるいは個別に才金の役員等に対する話し掛け等、これまで度々行ってきております。残念ながら、請願書の内容にも一部書いておりますけれども、その原因が大きくどこにあるのかは不明ですが、未だもって、その成果が十分に才金の地域の中で意見集約ができない、当然のことながら、代表される森口さんの言動等にも幕山の自治会長さん惑わされながら、これまでにでき得る限りの努力は、私は、されていると思います。そのことについては、町長自身も、その協議に加わられていますので、ご承知だと思いますが、当然のことながら、その努力の末に立って、今の現状が、中々打開できないゆえに、この問題の早期解決を求める、この請願になっているというふうに理解をしております。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照夫君。

10 番（高木照雄君） 確かに、それは、ご努力されたと思いますけれども、土地持ってる方が引かないんだと、私は売るんだと言われる立場におられる場合、例え、我々が、何ぼ反対しても、阻止しても難しいんじゃないかと、私は思うんですけど、それどうですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 土地を所有されている、形態としては、8名の共有名義になっております。実質的には、部落有ということで、これについては、ご承知だと思いますけれども、実際、その決議については、自治会自身、幕山の全体の住民の反応が出る以前に才金

集落において強行には言いませんけども、事業ありき土地処分ありきで合意を住民、才金住民の方はされております。しかし、現状の中で、才金の主だった村の方の役員、それから住民の方、その個々個々に聞きますと、その土地処分どころか、この産廃計画について、色々な疑念、疑問を才金住民の方も抱かれています。ただ、それを才金の集落として集落決議する意思統一する、そういう場が才金集落の中で持てておりません。これについては、これは、私の率直な考え方ですけれども、意図的に代表者である森口さんの方が、そういう場を設けようとされていないというようなことを感じ取らざるを得ない状況で、実際には、才金の志ある住民の方でも、その思いをぶつける所がない、持って行く所がないというふうによくの方が、声を、私たちのところに寄せられているのも現状であります。ですから、直接的に、土地の所有者の方と話をしないと、そういう話の場が、実際に持てていない。働きかけは十分自治会の方からは、されていますけれども、持てていないというのが、現状であります。具体的に申し上げますと、そうした現状も含め、町長、町当局との協議の中で、幕山自治会と町長、それから才金の主な土地関係者、役員等を対象にした協議の場が、この1月の下旬に持たれるということも予定をされております。そうした状況の中でありながら、じゃあ、なぜ請願書かというような思いもあろうかと思えますけれども、これまでに費やして来た労力と時間、これが十分に成果をあげてないという思いでされておるので、当然、高木議員のご指摘の土地所有者に対する直接的な働きかけというのも、これまで十分にされております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔高木君 挙手〕

10番（高木照雄君） そういうことで、十分にされると思いますが、やはり、土地持っているが、一番権利持ってますので、できるだけ話し合いで解決していただきたいと思えます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） 14番、矢内です。今、石堂議員の言葉の中で、言葉尻を拾うわけじゃないんですが、才金住民の方々の志のある方というふうに言われたと思うんです。それは、どういう意味か、ちょっと聞かせていただきたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） あのまあ、請願書の紹介議員としての内容じゃなしに、私の発言に伴うものかなと思えますので、お答えをさせていただきますけれども、言葉自身の選択は別にしまして、才金の中でも、これまで才金の集落の中で協議形式を取られて進めて来た合意形成というのが、間違いであったんだろうなと。それについて、才金集落の中で、再度合意形成をつくる場が必要やなと。ところが、実際には、集落の中では、中々それが形になって出てこない。要は、自治会長まで説き伏せて、集落の合意形成を再度やるという、

そういう事が、自分達の力不足でできない、そういうような思いも含めて、先ほどの表現をさせていただきました。そういう声が、私たちの所にも届いているし、この間、協議をさせていただく中で、当然出て来ておりますので、そういう思いでさせていただきました。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） あのね、その志のある方という反面には、志のない方があるわけですね。あなたが言われる志のある方は、自分に同意する方を志のある方というふうに、僕らは取らざるをえないと思うんです。いう事は、今の才金で、この計画を親身になって進めようとする方を志のない方というふうに、あんたは理解しておるということに、僕らは、取らざるを得ないわけです。それでいいんですか。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） ちょっと、ご意見いただいている趣旨が、私、十分に理解できないんです、申し訳ないんですけども、私は、幕山全体の住民の方の意見を反映して、こういうふうな発言をさせていただいております。こういうような請願に協力をさせていただいております。と言えども、その逆説的には、じゃあ、全員が、全員か、そうじゃない人はどうなんやというような意味合いに取られるので、これ以上、あまり申し上げても、何か、自分で墓穴を掘りそうなんですけども、要は、才金の集落の方の中で、全員が全員、私が意見交換をしたわけでもありませんし、それから各自治会長、才金以外のね、自治会長の方が意見交換をしたわけではありません。ただ、公式な場として、これは町長も含めて才金の集落と幕山の自治会で協議を持ってくださいという場が、これまでに計3回も持たれております。そうした中で、当然集落の方も、口を、中々空き辛い、そういうような状況も含めて、勇気を持って発言をされた方について、私が、今その状況を説明させていただきました。ですから、それ以外の方について、じゃあ、どうなんやと、志があるんやないんやということまで、私、この場で、ちょっと申し上げる自信はございません。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） 志があるとか、ないとかいうのは、非常にそのね、ない人に対する、ないと感じる人に対しては、非常に失礼な言葉だというふうに思うんです。この公の席で、そういう言葉を発されたわけなんですけども、それ撤回する気はないですか。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 発言の表現方法について、私も勉強不足ですので、ご指摘されたことについては、また時間を持って考えたいと思いますけれども、私の捉えた印象で、紹介議員の立場でありますけれども、才金の集落の状況というものを説明させていただきましたので、発言を撤回するつもりはございません。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まず、請願の中で、早期解決を求めるとかいうて書いてあるわけですが、先ほど来、こう紹介議員の話を聞いてますとね、行政そのものは、解決に向けて度々協議しているということですよ。そやから請願の趣旨と全く違って来るという部分もあります。それで、議会が、今回の、この計画の撤廃をする決議なんかは、すべきものではないということですよ。本来産廃計画の部分は、事業者が県に申請を出して、県が許可をするという、ほいで町は条例に従って意見を出すというふうな部分があります。そういった中で、議会が撤廃の決議をするということは、これは、いわゆる越権行為の1つかなというふうに、私自身は思っております。こういった事を、1つずつ押さえていきますと、今いう住民の不安を取り除くというのは、これは業者が取り除くんですよ。そやから、当然、才金ファームに対して、いわゆるその不安があるとすれば、地元の人がしっかりと業者に伝えて、業者がそういった努力をしていく。町行政は何をするかと言ったら、そういった問題はないように早期に解決するという事で、町長はじめ今現在、色んなこう手立てをしているわけですから、そやから、本来、この請願そのものが、今、町では何もしてない言う事になればね、当然、早期解決をせないかんのんですけれども、その手続きを粛々とやっているわけですから、今、途中だと思っております。私自身ね。まあ、本来、公害の出る企業というのは、どこにしても来て欲しくないというのが基本ですよ。私たちもそうです。しかしながら、議会として、それなりの根拠いうものが必要かと思えます。従って、今回紹介議員になられておる皆さんが、この計画に反対する根拠いうものが、どういうものかいうものを、もっと明確にさせていただきたい。まあ、先ほど来、ちらっと出てますけれども、それでは十分ではないかなというふうに思えます。

いわゆる反対する根拠を明確にすべきかと思えます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、お答え下さい。山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） 山本です。明確な根拠というのは、それは、最後の討論でさしてもらったらええんじゃないかなと思えます。

それと、もう1つ、これは議会に対してではなくして、先ほど業者がまあ、不安を取り除いたり言うような話もしておりました。これは議会が議決することではないというふうな話もされております。ですけれども、この県の紛争条例の中で一番肝心なのは、町の意向であり住民の意向であります。そして、県が最終的に判断をします。だから町民の意向はどこにあるんだ。町の意向はどこにあるんだということを本会で正式に決めてもらいたいという思いで町民の皆さんは、今日請願されておると思えます。町の方としては、既に意見書を4回出ております。それが議会に諮ることなく僕らに知らされることなく、僕らが知らされた時には、もう既に出されていたものであって、議会が決めたものではない。じゃあ、本当に議会としての町の意向はどうなんだと。団体の意思決定機関である議会として、町の団体という決定機関である議会としての意向はどうなんだ。そういうことを求めて、今日本日請願出されたんだと思えます。以上。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 根拠なしにね、反対するっていうのは非常におかしいわけで、いわゆる討論でします。そんな話はないですよ。やはり反対する、計画を撤廃するということを目指すということならば、それなりの根拠をしっかりと出していかないと、審議になりません。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） 議会に出されておりますけども、これは町民から請願は出されたものであります。議会が出したものではないんです。だから、それに対して、私たちは、賛成か反対かをさしてもらおうということでありまして。その時に賛成する時には、どういうことで賛成させてもらいますよということを意見を入れさせてもらおうということです。ということです。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってくださいよ。松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） それではね、紹介議員だということで、根拠の部分は出さないいうことになれば、請願者のね、いわゆる撤廃を求めている根拠とかそういった部分をやっぱり聞く必要があるかと思えます。紹介議員じゃやっぱり無理があります。そのように思えます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 先ほど、山本議員の補足兼ねて答弁いたします。

それ程明確な根拠をね、最初から言ってるものはないというふうに、私思っておるんですよ。明確な根拠というのは、つまり住民無視で進められて来た今回の取り組み、それも、町の権限として地元の町長が意見をあげた、そのことがね、今回の、この住民無視の大きな原因になっておる。そういう事態に対して住民からね、議会に請願があがって来て、議会は、これを黙って見ておくんですかと、住民の、この声をどうするんですかというのが、この請願です。それに対するこの請願の紹介議員として出ているのが、私たちの根拠なんです。つまり、こういう住民無視は許されない。それを議会決議で明確にして、私は、町長が13条の意見書を撤回してね、そして是正するという形で、議会決議で町長に意見をあげる。ここが、今回の議決する重要な根拠だというふうに思っております。

それと、将来的に見た場合です。ね、こういうことが、今後、1つの前例としてね、ある集落だけの許可で、産廃や何やらが進められると、こういう事態が出る恐れが十分にある

ね、こういう事態に対して、議会が何も監視もせず、黙って見ておくのかという点で、私は、議会としての責任を果たし得ないというふうに思います。

ですから、明確な根拠と言うのは、この住民自治の取り組みに対して、これは許さないと、意思表示を明確にすると、これが根拠であります。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） 松尾さん、申し訳ないんですが、3回終わりました。あとでまたお願いします。
他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 4番議席、岡本です。ええっと、町長にですね、まず伺いたいと思います。請願されたですね、この事につきまして、採決がされた場合、町長は、どのように今後されるのかということが1点。

2点目はですね、佐用民報、上月民報、まあこれ佐用郡に共産党がお配りになっております。その中で、編集長の鍋島さんが、ここに書いておられますように、ええっとですね、町長は、その覚書を破棄すれば、損害賠償を請求されるのではと心配される。町長は、町が責任を取ることを明言と書かれております。このことについてね、それが果たしてそうなんかということの、2点。それから3点目はですね、条例、私も見ては、町条例ございましてですね、全部読んでみました。そしたらですね、その中に、こういう民間企業が進出して来る場合に、今まで、そういう議会の議決権というものが、そういうしなさいということが明言されておられません。で、まあ、これが、いわゆる請願、幕山地区の方がされてですね、そういうことは心配されてあがって、ほして紹介議員があって、まあ臨時議会を開かざるを得なかったということに対して、私は、十分理解できますけれど、そのことについてね、もし採決をとってですね、今後、民間企業が、また進出して来たいと言った時に、そういう都度ね、そういうようなことが、町長は、どのようにお考えあるかという、この3点ですね、まあお聞きしたいと、このように思っております。

議長（西岡 正君） この案件については、議会の中での話しですが、請願の相手であります町長が、ここにいらっしゃいますので、もし町長が良ければ答弁していただきたいと思いますが。よろしいですか。

はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、議会に対する請願で、まあ審議されておりますので、私が、こう答弁なり色々と議論をしていくということが、適切、この場でいいのかどうかということなんですけども、これまでも、色々と議会の中でですね、お話をさせてきていただいております。私、その前発言をさせていただけるならですね、立場として、私の行政の責任者の立場として行政手続そのものがですね、誤っているというふうに前提としてね、言われれば、それは行政手続としては、私は、手続きに則ってはですね、誤ってはいないというふうに思います。そうでなければ、私自身の立場、その責任者としてのですね立場はないということです。まあ、手続きの中でですね、今からずっと過去を振り返っていけ

ばですね、その中で、もう少し丁寧にしなきゃいけない部分ができたらしておけば良かったというようなね、反省は、当然ありますけども、それは、それぞれ議員の皆さん方にも、それを言うことについては、思いもあると思いますし、地域の皆さん方にも、そういう思いはあると思います。ですから、そのことを過去に返って戻すわけには時間的にいかないわけで、それをいくら議論しても水掛け論になってしまいますけれどもね、行政手続としての、やはり、これは法に則った手続きを行っておますので、この点については、私は、そういうことが現段階において、これからどうするかということで考えていかなければならないというふうに思っております。それでまあ、請願が、今回の請願が採択を、当然だからされた場合ですね、それは住民の皆さんから議会に対して、そういう請願がされ住民の代表である議会の中でね、そのことが採択されるということは非常に重いことだと受け止めなければならないと思います。できるだけ請願の趣旨に則ってね、当然対処していかなくちゃいけないということですけども、その一番には、先ほどお話の地域の和を、融和を大切にすること。そして地域住民の安全という、町民の安全を守るということであろうかと思えます。当然、その趣旨については、請願があるなしに係わらず、私は、そういうことを大事に今努力をしているところです。ですから、それに対してね、その方法としては、当然、私なりにできる可能な中で取り組んでいかなければ、でないことを私が町長の権限として法的な処置としてできることは、当然努力してやっていきますけども、できる、じゃあ、どういうことができるのかということは、今後、地域の皆さん方とも一緒に協議をし、また議会の皆さん方とも話を、協議をさせていただいてね、方向を決めていかなくちゃいけないというふうに考えております。それから、民報に記事として書かれたことについて、このことについては、私も、そのような言明をしておりませんので、鍋島議員には、電話でもって、このことについては、問いたださせていただいております。当然、こういう問題を解決する、今後対処するに当たってですね、土地の覚書を交わされている才金集落においてね、この覚書を撤回するということになった場合に、それに対するね、損害賠償なりの訴訟が提起された場合、才金集落としては決して法に外れたこと、不法なことをされて来たわけではありませんし、集落は集落として、全員ではないという話ですけども、やはりほとんどの方の署名もされた中でね、役員の方も、それをもって進められて来たという経緯はありますし、才金においては、農業の活性化とかというようなことも含めてですね、取り組んでいこうというような取り組みもされて来ております。だから地域にとっても、いいことだと、良かれということで進められて来たわけです。ですから、それをですね一方的に才金集落に、そういうその、訴訟そして損害賠償が発生した場合に、その責任を負わせるということは、これは当然できないと思いますし、才金集落においても、そのことは受け入れられないことだというふうに思います。ですから、そういうことが、住民の総意として住民の皆さんの思いとして才金にお願いをする意図はね、やはり当然、周辺の皆さん方、そしてそういう思いを持って活動されている皆さん方も一緒にですね、このことについては責任を持って取り組んでいただく。それについては、町等においてもですね、その解決に向けて町も一緒になって努力をしますということをお話をさせていただいたと思います。だから、そういうことではないですかということは、鍋島議員にもお話をさせていただきました。鍋島議員も、そういう趣旨で書いたんだというふうにお話になりましたのでね、それは受け取る側として、こういう町が責任を持つということを言明をしたというふうに書かれれば一般町民の方は、町が全ての責任を持つというふうに捉えられるという、これは、そういうことでは非常に大きな誤解を与えるので、これは、そういう趣旨については、訂正はしますというふうにお話をいただきました。私は、それで了解をしたところです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと待ってくださいね。

町長（庵逄典章君） まあ、あとその、こういう問題の中でね、議会で、今後の企業誘致等のお話ですけども、それは、私自身は議会の中で、どのような議論、協議がされたり、まあされる、そのことについては、私自身が、色々と話をする意見、ことはない。それは議会の判断に任せたいというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 今、町長答弁ございましたけれど、このほな民報で読む限りですね、町民がですね、当然町が責任を持つということを理解しておると思います。ですから、これが間違ってるのであれば、この間違っただけのことを、共産党の方は、そのことのお詫びなり訂正の文書をね、出さんとあかんのんじゃないかと、こう私は思います。これについては。それと今、町長が言われた、この中でね、もし、そういう町長が、今説明で分かったんですけど、こういうことを書いて、いわゆる普通の人は初めて読んだ時に町が責任持つんだったら、町が、その損害賠償出た場合ですね、いわゆる町民の税金を使うようになるというように思ったらですね、当然議会としてもですね、そういうことは認めるわけにはいきませんのでね、そこら辺は、今町長の説明で分かりましたけれど、やはり共産党としては、それが間違っておるのであれば、詫び状の文書を出して町民に知らしめていかないと駄目だと思っております。それから、このことにつきましてですね、私は、冷静になって考えた時にね、やはり、この去年の6月から、こういう話が起きてきてまして、今現在に至った時にね、いわゆる当初ですね、水源保護条例の中で審議されてね、水も出さないのであれば、どういう、そういう中で、私たち当初議会として話があったわけです。ですから、私は、公害にはね、きっちりと反対して行きますよ。私ら、いかにも賛成議員のように思われておわけでございますけれどね、公害には、公害防止協定なり公害アセスメントをですね、そういう勉強もさせてもらってね、公害にはきちんと、そういう反対して行きますけれどね、水源保護条例の中で、水も出さない中でね、いわゆるくなくと、1民間業者が来た時に、くなくということは、町当局として県当局としてですね、今、国県がですね推奨しておるリサイクル法に則ってね、そういう、いわゆるどう言うんですかね、いわゆるそういう有機肥料を作ってですね、村興し活性化していくということに対してね、それが町当局、県当局が止めとけということが出来るんかどうかということも、私考えましたんでね、水道保護では、これは無理なんかと。ですから、味噌もくそも一緒にしてはいけないなと。今後、佐用郡に企業が来ると言った時にね、もうそういうことで止めるのであれば、佐用に働く所がないのにかかわらずですね、来なくなるのではないかとということ懸念してですね、そういう公害には、きっちりと反対して行きますけれど、そういう水源保護の中ではね、果たしてどうなんかなということ、私は、そのように思ったわけでございます。ですから、今後ですね、そういう意味でね、公害には、その当然、私たち幕山地区に旧上月町の議員がですね、呼ばれた時にもはっきりと申し上げたんは、やはり未だこれは、最終決定でね決まったわけでございます。その途中の過程でございますね、ですから才金の人と、いわゆる幕山地区の人が、これからまちづくりをやって行こうとする中でね、やっぱり膝を合わせて、もっと話をしてくださいと。そういうこ

とをせん限りはね、やはりこの問題で幕山地区がですね割れてしまってますね、今後、いつまでもいがみ合うような格好になりますよと。私にして、大西茂会長にも申し上げたんは。

〔森本君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

19 番（森本和生君） 質疑、質疑。

〔「長い」と呼ぶ者あり〕

4 番（岡本義次君） ですから、そういうことをね、ちゃんと申し上げてますんで。

議長（西岡 正君） ただ、されていることは、水道水源のことについては、もう諮問委員会にお任せしてますので、水道の、その諮問委員会のことについてはお控えください。

4 番（岡本義次君） いや、水道のことじゃなくって、この才金のこととして、申し上げよんですけれど。ですから、その時にも、やっぱり膝を突き合わせてね、話し合はんことには、その解決にいたらんということを申し上げまして、今度3者連絡協議会ができてですね、今後進められるということでございますんでね、ですから、その中で、きっちりね、やっぱり話をされてですね、そしてどうするという問題を、もっと見つめていただきたい。このように思っております。

議長（西岡 正君） はい、答弁よろしいね。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） ちょっと、あの改めてお聞きしたいんですけどね、まず、こういう請願を出されているわけなんですけども、われわれこの文面でしか判断できないわけなんです。そこでまず1点お尋ねしたいのは、こういう請願書なり出される時に、請願者の文書を、そのまま提出されたのか、あるいは、こうわれわれも請願出したいんじゃ言うた時に打ち合わせいうんですか、そういうのするんです。こうやってこういう趣旨なんかいうようなことで理解してもらうために、いや、ここ変えた方がもっと皆分かってもらえるというようなことで、こういうまあ打ち合わせをして出されたのかなということを、まず1点聞きたいんです。

〔「どういう意味」と呼ぶ者あり〕

13 番（岡本安夫君） いや、打ち合わせをしてね、請願、紹介議員の方と請願者の方と、もうそういうことはされたかどうか。いや、ちょっと趣旨で、ちょっと疑問点があるさかいに、それだけちょっと。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） あの、ご質問の内容についてお答えをします。

当然、請願書については、請願者が作成されておりますもので、それについての打ち合わせという質問について、そのちょっと打ち合わせというのが、どういうことが意味さしておるのか、僕には、ちょっと良く理解でないんですけども、請願者の意思に基づいて作成されたものを紹介議員が賛同し、紹介議員の所に名を連ねているというふうに理解しております。

〔岡本安君「いや、その結構です。あの、建て前そうなんですけどね」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） そのとおりだと思うんですけどね、例えば、文面だけで判断しますと、まあ分からないことがあると。良く分からないことがあるということで聞いたわけです。ここです、一番聞きたいのはですね、才金ファームの計画を撤廃して欲しいと。最初私が、これを見た時には、いわゆるその企業を来ないようにして欲しいと。企業が来るとは反対なんやという趣旨なのかなと、そう理解していたわけなんです。けれど先ほどの鍋島議員の答弁によりますとですね、いや手続きがおかしいからやってんだと。行政の手続きに不備があった。だから住民が行政不信を起こしているだと。だから、これを白紙に戻して手続きをちゃんとすれば、その企業自体はどうこうじゃないんだというふうにも取れるわけなんです。ですから、その趣旨が分かりにくい意味で、というかどちらの方でされたんかなということなんで、これ、そうしますとですね、そのまま文面出されるというのであれば、それこそ請願者の方に来て、直接聞かないと、私らも、これ理解できないわけなんです。ここで、紹介議員が文面をそのまま出したとおっしゃるのであれば、私たちは文面で解釈するんだと、ほな文面しか解釈できません。けども、今まで私が取っている取り方と鍋島議員の説明とでは、こう差があるわけなんです。そうするとこう、議論にならないし審議ができないわけなんです。そういうことで、改めて、その請願者に出ただいて、こうお尋ねしたいなと思うんですけど、議長いかがですか。

〔矢内君「議長、請願者呼んでくれい」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） まあ、もう少し、そのことは、あとでお尋ねしますから、まずいっぺん聞きましょう。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） あの、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） これ鍋島さんが言ったのに、俺が答えるのも変かもしれないけど、これ手続き上にどうのいう部分において何が言いたかったかというのは、多分、本来は岡

本さんも十分理解されておるのではないかと思います、あえて言います。と言うのは、これ、ここであるように、これ廃棄物で紛争防止条例県のありますね。で、この中で、町が答申しているわけです。その中で先ほど言われたように地区の指定、これ県がどこがしますかという問いに対して、町が才金でいいですよというふうに答えているわけです。ほんで、これをもう一度町がやり直してくれて、これ地区をどこにしますかということのを才金だけじゃなくして幕山地区全部で、もういっぺんやり直してもらったら、これは直ぐに止まるということなんです。はっきり言います。幕山の多くの人々が反対してますし、今回の請願のされてるのも、代表自治会長及び副会長がされていることから十分理解していただけると。だから、そういう意味で手続きを、もう一度やってもらったら、その中で、手続きが才金というんじゃなくして、当然、これだけ多くの人々が関心持たれている以上、才金だけじゃなくして幕山地区にまで手続きを広げ直してもらうことができたら、十分これは、才金地区だけじゃなくして幕山地区全部で、こうすれば反対になるんじゃないかということと言われたんだと思います。

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) 岡本議員ね。ちょっと待ってください。静かにしてください。

〔矢内君「(聴取不能)さかい難しいんがな」と呼ぶ〕

〔鍋島君「私、言うとんだから(聴取不能)」と呼ぶ〕

議長(西岡 正君) 今、岡本議員の質問ですから、ちょっと鍋島議員待ってください。

21番(鍋島裕文君) 私に対するね。私に対する質問やで。私に対する。鍋島議員がこう言った言うんだから、私が答えなあかん。

議長(西岡 正君) 議員の方からも紹介議員がおりますので、紹介議員の紹介、今、説明されたんやけども、なお且つ請願者になお聞きたいということであれば、議会の議員の質問終了後、紹介議員に入っていて、場を持ちますので、まず議員の質問を聞いてください。

はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) あの、ちょっと今、鍋島議員の名前が、わざわざ出たんで、ちょっとお話しときたいと思います。

あの、この請願書をよく読んでいただいたらね、そういう質問にはならないというふうに思います。やっぱり、こういう住民無視でね、やられたことに対して住民が怒っているという、これが、この請願の趣旨だというのは、これを素直に読めばね、明白ですね。当然のことながら、企業に対する不安や云々不信感はお出ているというのが、当然これは請願の中に出ておるわけですから。しかし、誰が読んでも一番大きな点は、このような住民無視のやり方に対しては、住民は納得できない。これが、一番大きな趣旨であり、当然、私たちも町会議員は、それぞれこの請願に賛同しておるわけですから、その点で、もっと本当に住民本意の民主的になね、やり方しないと住民が大変なことになる。そういう思いで紹介議員になっておるといのが答弁であります。それから、先ほど、わざわざね、色々言うてくれとるんで、上月民報に対して一言、一言だけ言わしていただきます。せっかく

ね岡本議員があげてくれておるから。先ほど、町長が答弁しましたけど、連絡会で町長が言ってきたのは、何回となく、その問題は言って来とんです。で、その締め都合もありましたけども、確かに、そういう事態になったら、才金を放っておくようなことはしませんというふうに言うてとんです。町長は、町としても対応しますということを連絡会で言って来ている。まあ、あれは全責任を取るというような内容にはなっていません。ちょっと、その掻い摘んだ結果から言いますけども、町として対応する町としての責任分はやるということをね、それは連絡会で言ってきたことを言うておきます。

私の意見としては、今回の騒動を起こした町長の責任は重いということも付け加えておきます。

議長（西岡 正君） はい、他にあり、あっ岡本議員よろしいか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

13 番（岡本安夫君） それでは、そのいわゆる白紙撤回してくれと、ちゃんともう住民に説明していなかったからということなんですけど、現実には、これ業者の手続きとして県にもう一度白紙にして地域の組み替えいんですか、そういうことはできるんですかね。手続きとして。これ誰に聞いたらええんかな。行政側に聞かざるを得んのですか。

議長（西岡 正君） 行政側ですのでね、今の紹介議員の皆さんに質問したって答えにくいと思うんですが。

そしたら、申し訳ないんですが。

13 番（岡本安夫君） 何か方的なこと僕も詳しくは知らないんですけども、当然まあできるであろうから紹介議員になられとんでありまして、もしこれこれこういうことで、この組み替えとかこういうことができるんだというような、もし法的な根拠があれば教えてください。

議長（西岡 正君） しばらく休憩します。町長、課長答弁させてよろしいですか。法的な関係言われれば、ちょっと。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

議長（西岡 正君） はい、分かりました再開いたします。

先ほどの岡本議員について紹介者答弁願います。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） あの質問の趣旨は撤回の方向について行政の方で手続きを差し替えるということが可能なかどうか、あるいはその根拠前例ということの問い合わせだと

いうふうに理解をしますけども、当然のことながら、じゃあどこそこの法律あるいは、どこそこの前例に基づいてというものは、今のところ把握はしておりません。

ただ、逆にできない可能性も全くないわけでありまして、で、問題全体を捉えての自治会、請願者の方の意向としては、とにかく早期問題解決なんだということは、これまず第1にありきだと思うんです。で、方法論的には、まあ当然のことながら、町当局とも協議をされておりますので、自治会長らにすれば、まず例えば当事者の才金が土地を売らないという決議、決議いうん決定をされること、これも当然問題解決に繋がると思うんです。

それからまた、町が、先ほど来、言ってるように住民全体が思っている不満事項ですね、町が県に対する事業者の事前審査の段階でなぜ住民説明会をやってくれなかったのか。手続きが事前審査が全て終わった段階で住民説明やってノーだったわけで、この問題が発生してあるわけですから、その事前審査の手続きを開始する前の関係地域あるいは周辺住民に対する説明を町が、もう一度手続き的に差し戻して県に対して昨年の1月か、1月以来出ている県民局に対しての、例えば周知計画あるいは事業計画それから地元住民に対する説明会、事業計画縦覧等々の手続きに、その都度、県から町に問い合わせが入って来ておりますね。周辺住民の意見はどうですか。行政としてはどうですかと。それに対する意見書を町が、いやあれは誤ってました。関係地域は才金だけじゃないんです。周辺の人なんですということ、差し戻せば当然、これも可能なことだと思いますし、問題解決にも繋がります。それから今日、お話の内容じゃないと思いますけども請願者の自身の思いとすれば、水道審議会の中での審議結論、これは当然審議会から町長に対して答申が出るわけですけども、その答申に基づいて、町長が、その申請者の事業所を規制対象認定事業所とするかしないかというのを、これ町長の判断になりますので、そこで認定するば、これはまた、事業が決まるわけですから、そうした事業全体、どこかで止まるということをして全て包括した中での撤廃要求であり、それから早期問題解決というふうに、まあ請願者の方は考えております。ですから、岡本議員のご質問に十分答えれてないと思うんですけども、具体的な前例法律等の掌握までは請願者の方ではされておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

13番（岡本安夫君） ということは未だ、万全とは言えないということなんですね。大雑把に言うたら。この決議をすれば、もう止めてくれるんじゃないという100パーセントの保障はないということですね。大雑把な言い方ですよ。

ええっと、そうですね。今度水道審議会の話が出てるんで、これはまあ、水道審議会の方に任せます。これはまあ、うん。で、ですね、ここで、差し戻しなんていうようなことができますかね。これは、行政側の方からです。

議長（西岡 正君） 先ほど来よりも申し上げてますように、今は紹介議員に、まず質問しているんですが、皆さん方が町当局に尋ねてしてもいいということを知っていただければ、また町長にもお願いはできますが。

〔山本君「もういっぺん、岡本さんのんに、ちょっと僕よう分からんままで、今、質問もされた上で、答弁させてもらたんやけど」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ちょっと待ってくださいね。岡本さん、岡本さん言われたのは、今の状況から言うて、その今までの申請した分を撤廃できるんかできないのか町当局に聞きたいということをおっしゃってんでしょ。そういうことなんです。

13 番（岡本安夫君） 　　だから、町がすればできるって石堂議員の答弁はそう。

議長（西岡 正君） 　　町長、申し訳ないですけどもお願いします。

町長（庵途典章君） 　　はい。私の、判断では、法的処分によって差し戻しはできません。
　　だから、この法的処分ということは何ら問題なしにですね、もう一度、これは不備であったから差し戻すというようなことは、これはできないということです。

議長（西岡 正君） 　　はい、よろしいですか。よろしいですか。岡本議員よろしいですか。

13 番（岡本安夫君） 　　了解。

議長（西岡 正君） 　　他に。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 　　意見もね、質疑も相当出ましたし、議事進めてもらって討論採決に入っていたきたいと思います。

議長（西岡 正君） 　　質疑がなければですね、質疑があれば。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） 　　再三、先ほどから聞いておりますと、住民無視で進められて来たという話が出ております。これにつきましては、平成 18 年 8 月の 31 日に施設の視察依頼を町長以下されておりますが、その後、今回の提案までに平成 19 年 3 月 7 日から地元住民及び隣接住民に説明会、案内文書を発送しまして、事業計画書閲覧及び地元集落説明会を行っており。ただ、これが 1 回であろうとも、住民無視とは言えないのではないかなというふうに思います。それから、1 つお聞きしたいんですが、生活水として幕山地区には井戸水を使っている家庭は何パーセントぐらいあるのかなというふうに思います。この点を 1 つお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） 　　はい、ええっと紹介議員の方答えられますか。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） 　　敏森議員の、そのお尋ねですけども、そこまではつかんでおりません。井戸の点。

議長（西岡 正君） もう1点の点はですか。

17番（山田弘治君） もう1点、何だったんかな。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） 1回において住民無視とは言えないという、まあ俺ビックリしたんですけどね。ええっ議員がそないなこと言うんかな言うて、普通は、そないこと言わんだらうなと思うんで、まあ、これ私的なこととして。確かにしたんかも分かりません。が、私、才金地区の人間にも何名か知り合いおります。で、聞いてみたところでね、何のこと、それは言うのがようさんおりますね。ええっ、何それ言うて、と言うのがようさんおったんですよ。それで、その後、何回か、先ほど、町長も石堂議員も言われておったように、地元の説明会と協議何回も持ったりする中においても、まあはっきり言うて地元の間人はほとんど出て来てないというか、区長さんが下に知らしてないんやという話をよく聞くんですよ。だから、そういう中で、勧められて来たんだから、まあ1回でもしたんじゃで、住民無視には当たらないという議論は、そうなのかも分からないけども、ただ、やっぱり小さな人の声まで、やっぱり住民のどうなのかなという部分があったら、ほなもういっぺん聞いてみようかなというふうに思うのが、僕は普通議会だと、議員だと思っんですよ。1回したから、それでお前住民無視に当たらんというのは、ちょっとどうかなというふうに思いますけどね。だから、先ほど言うたように、多くの間人が知らない方もおったし、それから住民無視というのは、才金地区だけじゃなくって、当然広く影響ある幕山地区全体に対してもう少し丁寧にすて欲しかったなと。それが10月4日に初めて聞いたという人間がたくさんあって、町民の皆さんが非常に怒ったというような事実があるということを理解していただきたいと思います。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 先ほどの話ですが、先ほどの中身の中で、一番初めに請願の趣旨という中に書いてあります。まあ、そういったこともありまして、ちょっとお聞きをしたわけでございます。

それから生活水としての、先ほどの井戸水を使っている家庭は何パーセントぐらいあるかということで、まあ、これにつきましては調べてないという状況でございますが、もし、こういった問題につきましては、浄水場、結局、まあ言えば浄水場で滅菌処理したものが生活水として各家庭に引き込みされておりますので、汚染はひどう考えられないんじゃないかなというふうに思いますが、その点はどないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

11番（山本幹雄君） 浄水場で滅菌されたものって、それは何のことなんでしょうか。それは、そうじゃろうけど。

議長（西岡 正君） ええっと。

11 番（山本幹雄君） いや、この質問として何を浄水道で滅菌したものが。

議長（西岡 正君） もう一度そしたら敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） これは、飲料水のことを指しておられる、生活水の汚染という状況が文言が入っておりますので、その生活水の汚染という中に飲料水プラス洗濯したりするような水も入っておりますと思いますが、そういったところで考えますと浄水場で滅菌をした、滅菌処理したものが生活水として各家庭に引き込まれておるといふふうに思っておるわけなんですけれども、そういった時に汚染はひどう考えられないんじゃないかなというふうに思っておりますが、その点です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 住民の方が、この 10 月 4 日の集会の中でね、色んな心配や不安をされておりました。で、この問題もね、例えば、そりゃ下流域に町水道の水源地があります。いくら水を流さないと言ってもね、どういう事態が発生するか分からない。産業廃棄物というのは、色々あるという心配があるのは当然であります。そういう中で、あってはならないことなんですけども、そういう非常事態や災害等でね、堆積した産廃が流れ出すというようなことも、当然住民の方は心配されますね。生活污水の中に、そういう物が流れ出した時に、いわゆる塩素滅菌で全てが解決するか言うたら、そんなことはないんです。これは、水道の専門家に聞いていただいたら分かりますけども、塩素滅菌で全て OK というわけにはいきません。そういうことからすればね、不安な問題として住民から出されている、そういう事態になった場合は、ほんまに不安だというふうに、こういう点はね、やっぱり、この請願の中に出された声として出ているというふうに思っております。

議長（西岡 正君） 敏森議員よろしいか。よろしいか。はい、他にございますか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7 番（松尾文雄君） 先ほど敏森議員も言われましたけども、住民無視というふうに言われてますけども、もうそれなりに、説明はされてあるかな。1 ヶ月余りの縦覧という部分もあります。そういった中で、こういった形で地域住民に連絡してあったかは、それはわかりませんが、いわゆる条例上何ら問題はないんじゃないかなというふうに思っております。

えー、先ほど色んな公害問題で万が一こういった場合どうだ、どうだと言われますけど、それは、やはり、いわゆる撤廃さす根拠にはならない。万が一どうなる場合言うのは、佐用町にきちとした条例がありますよね。環境を保護するのに対する条例、そこで、ちゃんと公害対策をなさいよという明確に謳ってあります。そういった中で不安を取り除いて行く作業は、当然町としてやる。条例上はやるべきですよ。やらなければいけないと思

います。そやから、今回の請願は、いわゆる撤廃、撤廃の根拠はやっぱりないんです。いわゆる、これに対する撤廃ができる条例があれば、その条例に従ってできるかと思えますけども、先ほど町長は言われた、その撤廃というのはね、非常に議会でどうこうする問題ではありません。いわゆる県が計画書が出ている。計画書の中で問題があるとすれば、その時に指摘はしてあるはずです。当然、そういった公害が出る恐れがある計画なら、もう無理かと思えますね。そやから、どうしても根拠が見えない。やはり、議会としては、いわゆる今ある条例の中で、こういった状況で、これが防止できるかという部分が出てこない、だろうだろうの話では、やはり十分に撤廃をするというような決議はできないかなというふうに思います。だから、再三言ってますけどね、そやからその根拠をきっちり出さないと。住民に不安やどうたらこうたら言うてみたって、説明がない言うたって、1ヶ月の縦覧期間があったわけですから、その間をどうしてたかということです。そやから、そこらが、いわゆるどういう状況かということですね、そこらの根拠をしっかりと出さないと、やはり議会として非常に難しいかなと思います。そやから、その縦覧期間をどういうふうに思われとるんか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

- 11番(山本幹雄君) それは、何度も言いますが、才金地区において縦覧はされましたが、広くはされていないということを何度も、これは今回だけじゃなくしてされております。そうして根拠と言われますけど、われわれ才金地区だけじゃなくして、広く上月町、旧上月町住民、久崎まで含めまして、科学的根拠を出せと言われて、科学的根拠を出せる人間は、はっきり言っておりません。科学的根拠があるのか、根拠を出せ。科学的調査をしたのか、そういったものを出せる人間は、はっきり言って、佐用郡全部捉えてみても、ほとんどおられないんじゃないかと思えます。ということは、科学的根拠を示せなければ、今後一切審議できないのか。水道水源審議会の委員の方もおられます。じゃあ、この人たちに科学的根拠を求められても、多分、ほとんどの方が答えられないと思えます。
- ただ、今回、(聴取不能)かも分からない。こういうのは嫌だ。そういう思いかも分からない。ですが、多くの町民は、自分の家の前に、もしごみの山があったら、それは嫌だろう。除けて欲しい。だけど、それが体に害があるかどうか、そういったことの根拠を示せと言われたとしても、誰も、それについて根拠は示せないと思えます。人間が、不愉快だ、嫌だ、そういう思いは、あると思うんです。だから、根拠を示せ、根拠がないと駄目だと言われるのは、だけでは、私は議会としては違うと思えます。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

- 7番(松尾文雄君) あのね、誰も科学的な根拠を言うとうわけじゃない。議会の審議はね、やはり条例に基づいてやるわけですよ。ほな、そういった部分で、撤廃できる条例があるとすれば、それは、それでやればいい。採択。そやから、今、その条例が、今現在ないわけですから、そやさかいに、いわゆる住民の環境保護に関しては条例があります。ここできっちり、公害防止協定なんかを結びなさいよ。また管理者を置きなさいよと、きちっとしてあるわけ。そやから、そういう部分で、いわゆる住民の不安というのは、当然、

取り除いていく必要がある。業者は、業者で、いわゆる地域住民をはじめ、周辺地域が、それだけ心配だったら業者に対して、不安を取り除きなさいというふうな指導はしていかないかん。けども、議会で止めなさいというふうなことは、言える根拠がないということや。誰も科学的な根拠なんて、私ら科学者でも何でもないので、そりゃ分かりません。ただ、そういった条例に基づいて撤廃することができるということになれば、それに基づいてやればいい。けども、今現在ありませんよ。そやから、その根拠をはっきりしていかないと、万が一こうなった時に、こうですよ、ああですよ言うのは、それは、やはり、いわゆる明確な根拠ではないという部分があります。そやさかいに、そこらがね、条例がないとすれば、今回なんか特にですよ。撤廃求めるなんて、その条例を提案するとか、議員提案でして来る。そういうふうな順序が必要なんです。そやさかいに、今の段階で、撤廃を求めるというのは、やはり議会では無理があるかと思います。

〔鍋島君 挙手〕

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

〔山本君「ああ、そうなん」と呼ぶ〕

21 番（鍋島裕文君） ええっと、非常にね、松尾議員の質問は勘違いもあるんでね、ちょっと正しておきたいというふうに思います。

まず、住民無視の問題ではね、1ヶ月間の縦覧があったんじゃないかというふうに、彼は言うておりました。これは、縦覧をやって5月一杯で、この事前手続きが終わったというのが経過であります。で、それで、この間でも最初言いましたように、6月の28日で町長が報告したあとの1ヶ月後の7月にね、7月の終わりに才金自体でも賛否を取ってないということが分かった。ねっ。中にはものの言えない方もおられたと。だから、私は、早速、才金でもっと話し合ってはっきりさせなさいということを行ったというのが、町長の7月終わりの連絡会の報告です。それは、ご存知のとおりなんです。で、それから根拠の関係住民無視では、私は、やっぱり何度もこの請願に書いてあるようにね、この県条例の関係で才金だけでええのかという問題ではね、これでは駄目だと言うのが、住民無視であり、これが今回の大きな根拠、これだけじゃありませんけども、これが大きな根拠がもう明白だと思います。それから、2点目に、条例根拠があるのかと言われるけども、何を言われよんかいな。これは条例どころか、憲法、請願法、地方自治法、ねっ、国の地方自治の根本的な法律に基づくね処置なんです。請願というのは、それに基づくものでありね、それから議会としては、住民の請願に基づいてね、町長に住民の声を機関意思の決定ですよ。議会決議は、機関意思の決定としてね、町長に、それをお願いするというのが議会決議の決定であります。ですから、当然のことながら住民の声を汲んでね、町長としては誠意を持って精一杯ね努力するという、これは先ほど言われましたけども、それが町長の立場であり住民の願っておるね、かけがえのない願いであります。以上であります。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、もう一度だけ。

7番(松尾文雄君) あかね、請願をね出したらあかん言うトンじゃない。それは当然、権限がありますよ。それは、出していただいたらええんや。ただ今回のこの請願に関して、要するに早期解決に対してはね、行政やっているわけでしょ。これ以上何を求めるんかということです。そやから町長が出ないいうわけじゃない。出ているんでは。

〔山本君「議会求める(聴取不能)」と呼ぶ〕

7番(松尾文雄君) いや、そやから、町長が早期解決に向かって何もしてなかったらね、いわゆる議会が言ったらいいんですよ。町長何しとんだと。早く地元との、そういった話は進めなさいということ言うべきです。当然。ただ今現在やってるわけでしょ。やっているのになお且つ、まだ何をせいつて言うんですか。そやから、町長は、課長に任しっぱなしでやっておるわけじゃないんですよ。町長自身出ているわけですから、早期解決に向けて一生懸命やっているわけですよ。そこを、言わないで、何を、早期解決に向けて言うのかというのが分からへん。そやから、町長がやってなかったら、当然早期解決に向けてやるべきと言うて議会が求めたら、それは、それでいいです。当然です。しかし、今現在、町長が一番になって早期解決に向けてやってる最中ですから、そこらの部分が理解できないということです。

〔山本君 拳手〕

議長(西岡 正君) ちょっと待ってくださいね。今、質問ですから、もう1回だけお答えください。山本君。

11番(山本幹雄君) 僕は、私、先ほどね、根拠という部分について、科学的根拠かと思ったら、請願出されたことについての根拠みたいな話だったんで、それは鍋島さんが答えくれました。ほんで町長が一生懸命やられているということも、十分理解しましたので、私は12月において一般質問させてもらうかなと思うんですけど、取り止めたという経緯があります。町長が頑張ってくれるというんだったら、それは、一番そういう形が望ましいし、新田議員が言われたように、やはり、その才金地区だけを阻害するということがあってはならない。旧幕山地区が皆さん仲良くあってもらいたいという思いがあったから、だから、町長に委ねるべきであるなということがあったんで、私は12月においての一般質問はしませんでした。ただ、この間、遅々として前に進んでいないというのが現実であるということ、松尾さんも、ちょっと理解していただきたいと。何回も、町長が行って話されてましたが、先ほども言わしてもらったように、住民の方は、ほとんど逆に出席されないんです。だから本来、こういう件に関しては、岡本議員は大西さんに才金地区を説得して来いよと言われてましたけど、本来こういうことはね、才金地区がこういうのんやりたいんやから言うて、周りへ説得するのが普通なんです。森口さん説得して来いよというのが普通道理なんです。何でもかと言うたら、森口さんがやりたいたいから。やりたい人間が、こう皆を説得するんが当たり前なんです。それを、そうじゃない人間に説得して来いというのが、これは根本的に間違っておりますけども、ただ、やっぱり、こういうことは、住民の皆様が嫌だという思い。それから才金地区も嫌だという思いを、今、才金地区は、そうではないかも分からんけども、町長も一生懸命やられてる言うかも分かりませんけども、遅々として進んでいず、才金地区の人間も、それに対して聞く耳を持たない、是か非かの判断さえ僕らにも出さないような感じがあるので、これではいけないと。こういう問題を、いつまでも、いつまでも続けていると、どうしても才金と他部落における溝が深

くなってしまうので、早く、1日でも早く採決し結論を出して欲しいという思いだということ。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） 今、答弁の話、矢内君どうぞ。

14 番（矢内作夫君） あのね、その前の質問の中で、松尾君が、松尾議員が質問された、ほな山本議員が答えた。それで、その時に、僕は請願者やで、それ以上のことは分からんという形で言われた。それを鍋島はんが、鍋島議員が、補足説明いう形でされた。その補足説明の形として、一番に言われたんが、とにかく間違えとんは、行政手続やと。行政手続は、住民無視の手続きやと。これが間違えとんやと。ほいで、けども、今日ね傍聴席に来られている方は、おそらく本旨は、この計画をとにかく止めて欲しいんやと。あっこに、才金ファームを作って欲しゅうないというのが、この上におられる方の本旨だと思うんです。そういうふうな意味からね、今、ここで、この議席の中で紹介議員とそうじゃない者と、ごじょごじょごじょごじょやりやいという形の中でやっておるわけですけども、とにかく、ここに請願者の方がおられるんでしょ。

議長（西岡 正君） おられます。

14 番（矢内作夫君） 今日、来ておられるんでしょ。ですから、その方に来ていただいて、本当の気持ちを、僕らも聞かせて欲しいし、僕らも、こういうことについては、どういうふうに思われてるんですかということも聞きたい。ですから、休憩はさまないと請願者のことができないということであれば、休憩をして、それで、議員協議会にしてですね、いっぺんそれを、きっちりやって欲しいというふうに思います。

〔吉井君「動議」と呼ぶ〕

〔森本君「動議で出すん、動議せるんか、動議なん、」と呼ぶ〕

〔山本君「動議」と呼ぶ〕

〔矢内君「動議じゃあれへんで」と呼ぶ〕

〔山田君「ただ今、あの動議を提出いたします」と呼ぶ〕

〔矢内君「議長、これ動議じゃないで、これは」と呼ぶ〕

17 番（山田弘治君） 先ほど来、紹介じゃなくって請願の代表者を呼べということ、盛んにこう言われておりますけども、私は、今も紹介議員の答弁の中、十分にさせていただいておると思います。私は、呼んで、呼ぶ必要はないと思いますので、そのことについて図っていただきたい。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） すいません、動議最優先しますので。

〔矢内君「いやいや、これは、何の動議？」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 暫く休憩します。

午前 11 時 43 分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

議長（西岡 正君） 先ほど、山田弘治君の方から請願者にして、する必要はないという動議が提出されたわけでありましたが、これについて賛成者ございますか。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 動議が成立をいたしました。

議長（西岡 正君） お諮りします。ここです、再開が抜けてたようであります。議事録で、あと再開抜けてたら、大変なことになりますので再開させていただいて先ほどの状況の中での動議を諮らせていただきたいと思えます。

山田弘治君の方から請願者の方に、する必要はないということでありましたが、それについて、その必要なしということであれば、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

〔矢内君「あんたら困るぞ、そないなことしよつたら」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 起立、多数でありますから、そういう状況になります。

まあ、私は、先ほども申し上げましたように、色々な意見を、まず皆さん方が言われるように請願者の皆さん方の考え方を一番生かしたいという、そういう中で、度々話をされておりました。そこで、請願者の皆さんが、ここで請願者としての出された思いをされることがなおいんじゃないかと、私は判断をするわけでありませぬけれども、それは、いいということでもありますので、否決になりましたので、議員各位についてはご理解を願いたいと思えます。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 動議。

議長（西岡 正君） また動議ですか。

19 番（森本和生君） そうです。まあ意見も出尽くしたと思えますんで、

議長（西岡 正君） まだ分かりませぬよ。

19 番（森本和生君） いえいえ、私の意見です。動議です。
そやさかいに、質疑打ち切って討論を採決を願いたい。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 暫く休憩します。

議長（西岡 正君） はい、暫く休憩します。
それでは、再開を 12 時、1 時といたします。以上です。

午前 11 時 47 分 休憩

午後 01 時 08 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、再開をいたします。先ほど、森本議員の方から質疑を打ち切りし、打ち切り、討論採決をという動議ができました。この動議に対して賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、多数であります。よって質疑は終結をいたします。
これより請願第 1 号、産業廃棄物処理施設計画撤廃と早期問題解決を求める請願に対する討論に入りますが、討論ございますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。反対討論からお願いしますよ。

13 番（岡本安夫君） ああ、反対討論です。先ほどまあ、質疑のご答弁の中でもあったんですけども、地区住民、地域住民への説明が遅れたということは、まあ行政の責任というのは、免れないと思います。

こういう施設ができるということについての心配や不安を指摘されての、こういう請願である。それについては十分理解できますが、どうも本当にこう手続きは遅れたものの、その施設自体に対する情報が、もしかしたら一方的なものじゃないかというふうなことが懸念されるものであります。この施設に関しては、その水道水源保護条例ということで規制しているわけなんですけども、われわれ議会が今までやって来た審査の中では、それ的確に反すると抵触するというような部分は見出せませんでした。地元の才金集落としても、いわゆる活力がある村づくりの為に計画を受入れようとしたものであり、これを一方的に止めさせるには、ちょっと議会として同じ住民ですから公平公正な立場からは、ちょっと無理があるような気がいたします。それとですね、一番あれなんですけども、その請願の及ぼす影響ですね、採択された効力として本当にこの議会が議決したからと言って、町行政の力で、それをクリアーできるのかというと、先ほどの町長の質問では、やっぱり法的なあれとしてはできないということで、そういう保障がないものに対して果たして議決できるのかどうかということについても、ちょっと疑問があります。これ、もし出すのであれば、許認可する県に出すのが妥当であると思います。当然、その円満解決の為に何と

かこう話し合いによって解決法を見出すということが重大であります。早期に結論を出すのではなくて、ここはやはり時間を掛けて円満解決の為に地域、行政及び業者等が何度も協議を行い、円満な解決に向けてすべきではないかと思えます。将来に亘ってですね、その禍根を残さない為にも、ここではっきり議会の権限を越えた部分で、色を出してするよりも、これは、不採択とすべきではないかと思ひ反対といたします。

議長（西岡 正君） はい、賛成の方

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 21 番、日本共産党鍋島です。私は、産業廃棄物処理施設才金ファームの計画撤廃と早期問題解決を求める請願の賛成討論を行います。

町政の主人公は町民であります。これが、地方自治の本心であり、地方行政に係わるものは、心すべきであり、行政運営が住民無視で進められることには、取り分け厳しく監視をすべきであります。才金ファームの進出問題について町長は、兵庫県条例産廃施設設置の紛争の予防と調整条例の第 13 条で兵庫県から地元町長としての意見を求められ関係住民を才金集落だけに限定するという誤りをしてしまったわけであります。このことが住民無視の行政運営となっている最大の原因になっています。

この間、共産党町議団は、県への町長意見書を撤回して隣接流域住民も関係集落として意見を聞くべきと指摘をして参りましたが、それにまともに耳を貸そうとしなかった町長の態度は全町民に責任を持つべき町長として厳しく批判されるものであります。

この様な住民無視を決して許さないとの議会人としての決意を表明する上からも、また才金ファーム問題を民主的に解決する為にも、本請願を採択すべきだと思えます。そして、何よりも本日の質疑の中で、明らかになったように、この議会決議は、町長自身が重いと答弁しているわけであります。これが、今回の議会決議の大きな内容であり、また撤廃できるのかどうかと、計画を撤回できるのかどうかについては、町長は、撤回できない旨の発言をされていますけれども、果たして町長として、そのことについて、どこまで努力されているのか。ある関係者からおききますと、撤回できないとの根拠はない。微妙だと旨の発言を聞いております。この点からしても、本当に撤回できないものかどうか厳しく当たっていただく。このことを訴えまして賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7 番（松尾文雄君） 請願第 1 号、産業廃棄物処理施設計画撤廃と早期問題解決を求める請願について反対の討論を行います。

本請願につきましては、産業廃棄物処理施設才金ファーム計画の撤廃を求めているわけですが、議会として結論を出すものではないというふうに思っております。なお、地域住民の不安を取り除くのは業者がすべきであり、今町行政は早期解決に向けて一生懸命取り組んでいる途中でございます。そういった中、議会が議会の権限を越えたような議決

はずべきではないというふうに思っております。そういった意味で、今回の請願1号に関しては、反対討論といたします。

なお、採決の際には、私は、こういった議会で結論を出すべきことではないものに対して、出すことに反対しますので、その際には、退席させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、他にありませんか。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） 森本です。請願1号に採択することに賛成の討論をいたします。

請願1号、産業廃棄物処理施設計画撤廃と早期問題解決を求める請願書。幕山自治会代表数名から出されている請願書は、本町に生活する全ての町民が現在及び将来に亘って生命及び健康を守る権利を願うものであります。請願中にあるように関係地域を部落の共有する山を業者に売却する地元集落だけに決めて進められた。その他、幕山地域に対しては、十分な説明や協議が行われることなく進められて来たものであります。また平成19年10月4日、幕山地区住民に対して初めての事業者説明会が行われ、業者に対する様々な不安を訴える意見が出されました。特に子育てをする数人の女性からは子どもや孫にも汚染されない安全な水を確保するという、確保することを強く求める意見が出されております。また、それまでの行政手続に対する不信を求める意見も出ておりました。

本町は常に、安全安心のまちづくりを目指す佐用町であるとの考えで、まちづくりを進めており、住民は町長の行政を信頼し信用し、議会を信頼し信用し、住民が理解をできる情報提供、説明が十分なされなければならない。住民が行政や議会が住民側に立った考えを出していかなければ、行政議会不信を持たれるわけであり、今回の請願は、臨時議会まで開いての緊急を要するものであり、議会議員全員の賛成を以って採択すべきものであることを付け加えて賛成の討論といたします。以上。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） はい、反対討論になるというふうに思うんですが、あの今、森本議員から賛成の討論が出ました。行政も色々な形の中で不備があるとか、色々と話ができなかったとかというような話もございました。今日の、この請願に対して、私は、もっともっと質問もしたい、質疑もしたいわけだったんですが、言論の府である、この議会の中で途中で動議を出されて、ほいでもう質疑を打ち切るといような動議が通るようなおかしな状況の中のがあって来た請願に対しては、まだまだ、私としては不信と言いますか理解ができていないところもたくさんありますし、この物を、このまま通すということに対しては、私は反対をいたします。

また、採決につきましては、松尾議員同様、私も退席をさせていただきます。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） はい、議会で採択するべきものでないという意見もありましたが、本請願はルールに則り請願されたものであって採決するのが、やはりルールであります。ルールに則って行われただけであります。

そして、私は議会とは、町民の思い、皆の思いを具現化させる為の場であると考えます。幕山地区で多くの住民の方が現在及び将来に不安を抱き、嫌だと言われる産業廃棄物施設について、幕山地区で代表される代表自治会長に副会長が連盟で請願されたことについて議会として真摯に受け止め産業廃棄物処理施設計画撤廃と早期問題解決を求める請願については、賛成決議されるべきだと考えます。

議長（西岡 正君） はい、他に。ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） ええっと、私まあ、どう言うんですか、今あの話聞きましたらですね、やはりこの条例に則っても、今までもやったこともないし、今日、今後ですね、1民間業者が来るということについてのね、やはり採決は、その請願で、この臨時議会開いて採決取るということは十分認識しておりますけれど、今後ですね、それ1民間がやって来ることに對してですね、そういうことが、やっていかなければならないかということも含めてね、ほして私は、その才金のファームについても、それが確定という意味じゃないと思います。まあ、第3者協議会も開かれてですね、今後未だ膝つき合わせてお話の段階でございますんでね、ですから、まだまだ、そういう1つの道が開かれておりますんで、ここで採決と言われるのであれば、私も、ここで採決すべきでないということで、その時には退席させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、他にありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 請願書に対する賛成の立場で討論させていただきます。

本請願については、開始以来非常に度重なる審議の中で、色々ご紹介議員としてご質問もいただきました。その大半については、これまで議会の中で一般質問あるいは議員連絡会等でお答、お話をさせていただいたことというふうに感じております。

ただ、もう少し請願本来、先ほども賛成討論の中で一部ありましたが、地元の幕山地区という地域全体を住民生活を守る立場で共に活動する自治会の代表の方が連名連署で挙げられている請願書、これは私たち議会人にとって非常に重い内容だというふうに思います。この内容について、その採決から棄権するというようなご意見もありますが、是非、採決には参加をしていただきたいと思います。

若干討論から変わりましたけれど、これまでの経過等については、十分ご承知の中、審

議も尽くされた中でありますが、再度申し上げます。

この問題について、今現在、問題解決に向かって進んでいないとは、請願者の方は、どなたも思っておりません。先ほど、この請願に対しての反対討論の岡本議員の中から行政の責任は免れないというような発言がありましたけれども、そうしたことも自治会長らは、これまで多分、町当局に対しては口にされていないと思います。当然のことながら自治会の中で協議をし、町長とも協議をし、対才金住民、才金自治会長に対しては、相当な働き掛け努力をされております。にもかかわらず、問題解決に至っていない、今の状況を踏まえ、住民から出される不安、これに答えるべく議会の一定機関としての機関決議を求める為に、この請願に及んでいらっしゃると思います。自治会長自身、非常に重い気持ちで議会に対しての信頼、そして希望を持たれて、この請願書を出されています。この立場を受け、私は、この請願書に賛成とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） 色々と朝から私も一言もしゃべらなくして、この種の問題に聞き入っております。と申しますのは、私自身、議会の皆さん方も同様に、これまでは、色々と水道水源というものについて一生懸命討議論議をし、その中で、やっとその結論が出ようかとしておる最中であります。そういった中で、私自身も公害というものについては、当然、これは反対していかなければならないということは当初から言っております。ただし、今、今日、こういった請願が出される中ですね、即賛否という格好が論じられているわけですが、それぞれ、それぞれの人の思いということ、また住民の民意という一つの反映ということもある中で、本当に私は才金地域の方々と本当に、これを今進めておる公害阻止の方々と住民と、色々なこう真っ二つにあるような中で、まだまだこれから議会人としてこの種の問題については、正々堂々ともっと論議をし、住民との会話も重ねる。ましてや才金地域の方については、今まで力を入れて反対してくださっている方々についてもですね、その集落の中に入って行って一緒に、その集落の方々と膝を交えながら今後の問題について取り組む。また、才金の方々の今ちから思いは、やはりこれからの集落の活性化というものに対して本当に力を入れておるということを聞いておりますし、県の方にも、そのような旨の農業という活性化の中で、届けもし、色々と力を入れていこうという矢先に、この種の問題が地域の方で、色々と反対運動が起こっていると。ましてや、私も久崎におりますけれども、住民一人ひとりが、この種の問題については、全くまだまだ理解できておりません。そのような話が本当に分かっていない。その中で、自治会を中心に、こういった久崎、上月町、旧上月の自治会さんが一生懸命反対という立場の中で、それを説いていらっしゃるということに対して、私は、それはそれなりに評価をしますけれども、まだまだ私自身の心の整理なり、住民への説得というものが、本当にそういったまだまだ時間的な関係の中で、浸透していないし、浸透する方法が、まだとれていないという観点からですね、私は、まだまだ、これはこれから、この公害というものに対して取り組んで行くという、機会一本になってのですね、話をしていけないと、このような格好の中で半分に分かれてしまうというようなことでは、いずれにしても、議会、これからの佐用郡の議会として本当に先が真っ暗ではないのか。やっぱり公害は公害。反対は反対、賛成は賛成という立場の中で、きちっとこれからまた論議をして最終的な結論、またこれらに対し

て町長についてもですね、正しい方向付けを町長自身も、やっぱりやって行く。それが為には、最近立ち上がったということを聞いておりますけれども、どのような格好であがつとんか、私も未だ聞いておりません。その3者協議ですか、4者協議ですか、協議会を立ち上げたということは聞いておりますけれども、どのような方々が、そこに参加し、どのような組織が、そこでやられるのかということも、議会としては聞いていないというような状況の中で、きちっと、それらの方向付けをすべき、言うことに、私は、思っております。従って、今ここで賛否を問うということになれば、私は、これからの、まだまだ論議をすべき過程の中で、最初から賛否をとって反対賛成という形で取るならば、私は退場させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、他にないですね。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 私は、この請願に賛成の立場で討論を行います。私の地域は、直接、才金集落の問題として自治会長の代表の方々が連名で請願あげて来られているんですけど、合併して広くなった地域で、こうした問題はどこでも起こり得る問題です。そういう最初の、合併して最初のこうした問題に対して、勇気ある私は請願だと思えます。

請願の趣旨にあるように、こういった問題が住民無視で進められて来たということ。これに対して住民の不安を取り除き安全で安心な地域づくりを進める為に、早期問題解決を求める為の議会決議をしてくださいという趣旨ですから、これは素直に、私は受け止めて、これからの課題でもありますので、是非議員として賛成の立場で皆さん臨んでいただきたいと願うところです。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10番（高木照雄君） この請願者に対して、ここで採決するという事は、本当にこう才金を才金地域の方々に圧迫をかけるようなものですので、私は、円満に解決することを望んで、決議するのは早いということで、圧迫かけるのではなしに、しっかりと話し合っ幕山地区または佐用町の安全の為に頑張るんだという本当に平和な解決方法を願って、私も、この採決には参加したいことありませんので退場させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、他にありますか。
ないようですので、ここで討論を終結いたします。
お諮りします。

〔 4 番 岡本義次君 退席 〕

〔 7 番 松尾文雄君 退席 〕

〔 9 番 敏森正勝君 退席 〕

〔 10 番 高木照雄君 退席 〕
〔 12 番 大下吉三郎君 退席 〕
〔 13 番 岡本安夫君 退席 〕
〔 14 番 矢内作夫君 退席 〕
〔 15 番 石黒永剛君 退席 〕

議長（西岡 正君） ちょっとだけ休憩させていただきます。

午後 0 1 時 3 2 分 休憩

午後 0 1 時 3 7 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

請願第 1 号、産業廃棄物処理施設計画撤廃と早期問題解決を求める請願は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔 賛成者 起立 〕

議長（西岡 正君） はい、採択に、起立、多数であります。よって、本案は、原案のとおり採択されました。

終わりましたんで、入ってもらって結構です。

休憩します。

午後 0 1 時 3 8 分 休憩

午後 0 1 時 3 9 分 再開

〔 4 番 岡本義次君 再入場 〕
〔 7 番 松尾文雄君 再入場 〕
〔 9 番 敏森正勝君 再入場 〕
〔 10 番 高木照雄君 再入場 〕
〔 12 番 大下吉三郎君 再入場 〕
〔 13 番 岡本安夫君 再入場 〕
〔 14 番 矢内作夫君 再入場 〕
〔 15 番 石黒永剛君 再入場 〕

日程第 3 . 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例 専決第 1 号）

議長（西岡 正君） 日程第 3、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例、専決第 1 号を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔 町長 庵途典章君 登壇 〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程をいただきました承認第1号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例（専決第1号）について、提案のご説明を申し上げます。

この条例は、本町の職員が1月19日に収賄容疑で逮捕、2月8日に収賄罪で起訴されたことにより、監督者責任として町長・副町長の給料を2月分から、町長にあつては3ヶ月間、副町長にあつては2ヶ月を、10分の1それぞれ減給しようとするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

改めてお詫びを申し上げますとともに承認いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。

これより本案について質疑に入りますがございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） 　　はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 　　関連して質問させていただきます。

今回の汚職事件を耳を疑うほど、驚きを禁じられませんでした。身近な市では赤穂、豊岡と続きましたが、まさか本町で発覚するとは。そこで、町長にお尋ねいたします。今回の事件については、組織ではなく、個人の資質の問題と記者会見されておりますが、平素から町長自ら、どのように自戒し、副町長以下職員に指導しておられるか。また汚職事件は契約・査定・検査・不認可の権限を持っている部署、また現金を扱う部署に多発している傾向にあるようです。今回のように、余りにも長期間に亘って在職させると癒着を生む原因となり結果として汚職ということにもなり兼ねません。町長は、職員の配置転換について、どの様な基本方針によって対処されておられるか。また、今回の問題を受けて、この点に盲点があったとか、あるいは改善しなければ不正事件は発生の温床になり兼ねないとお気づきの点があればお知らせ願いたいと思います。

議長（西岡 正君） 　　はい、答弁願います。町長。

町長（庵逄典章君） 　　あの、一番最初にですね、これは個人の問題だと。資質の問題だというふうに全て片付けているようなご質問があるんですけども、新聞の中でね、なりで、そういう報道の中で、そういうふうに判断され、言われているのかもしれませんが、最後にはね、やっぱり個人の資質、これの問題でありますということを言ってます。

それ以前に、当然町といたしましては、組織の中でチェック体制また今言われる、それぞれ職員の仕事を行っていく上でのですね、その業者とのかかわり、当然かかわっていかなければ仕事ができないわけですけども、それを長期間同じ仕事を職員、個人の職員に任せ、どうしても、そこに偏ってしまうというふうなですね、そういう仕事のやり方は、これは1つの問題を起す原因であると、になるということも十分認識しておりますし、そういう面でのチェックまた組織として課長、副課長そしてその職員がいるわけです。で、その上に、副町長、町長私が居て決済をするという組織でやっているわけです。

だから、そこについてのですね、チェックについて、改めて厳しく、まあそのチェックはやっていくとともにですね、やはり個人の職員一人ひとりがですね、公務員としての自

覚また人としての倫理観、そういう法を遵守していくというですね、そういう、その当然のことですけれども、そういう資質を高めていかなければ最終的には、全て 100 パーセントなくなることはない。できないということを申しあげておりますし、そういうふうに、これ今後職員に対しても指導もし、私自身も、そのように努めていきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） はい、4 番議席、岡本です。

こういうふうなまさかと言われるようなことが、事実起こってしまいました。他人事のように思っておりましたが、まさか我が町です、こういうことになったということは、理解に苦しむところでございますけれど、このことを起こったことに対して、町長は、直ぐですね、防災無線で直ぐ、朝、翌朝、町民にお詫びされ、また私ら議会連絡会でも、そのいわゆる防災無線を全ての人がおって聞いていらっしゃれば分かりますけれど、仕事なんかでいらっしゃらない場合があるんで、文書でもお詫び出してくださいと申し上げたところ広報にも、町長は、その旨出されました。ですから、この事件がですね、やはりこういうことがあってはならないことございまして、私もですね、ある町民からお叱りのお電話いただきまして、夜の 11 時 30 分から 90 分。終わったら 1 時過ぎでしたけれど、上月の旧上月の職員が捕まって、旧上月の業者が捕まりですね、上月どうしとんやというふうなお叱りを受けました。しかし、これはですね、今町長おっしゃったように、1 つは倫理観の問題かも分かりませんが、真面目な人は 30 年、40 年同じ所におっても、実際、そういうことはしなかったと思います。それ捕まることについては、3 年おろうと 5 年おろうとやったんじゃないかと思われま。あの自衛隊の守屋次官じゃないですけど、捕まったもんはね、そりゃ自業自得で豚箱だろうと牛小屋だろうと入っておったらいいんですけど、真面目にやっておる人がですね、やはり大変ショックでもあり、また町民がこれだけです、新聞テレビで言われることによって、町のイメージがダウンしですね、われわれも太子や上郡やたつの議員からも佐用えらいことになったなということで、よく問い合わせもありますけれど、このことについてね、町長が下げられたということは、理解できますが、未だ事件の解明が途中でございまして。ですから、そういうことは、やはりガラス張り行政の中でですね、今、分かっている範囲の中で、今どこら辺まで進展しているということも含めてですね、お答え願いたいんと。その報酬審議会に対してね、町長はこれどのようにお諮りになったかということと、この 2 点。

それから、その報酬審議会の中でですね、ちょっと余談かも分かりませんが、私たち報酬審議会によってね、議員もいわゆる関連として聞いていただいたらいいんですけど、合併した時に 54 人おった議員が 22 人になりまして、また今度 2 名減らすということで、1 億 3,000 万程議員の、そういう議会費が低額となっております。上郡は、隣の上郡ですね、28 万 5,000 円の議員報酬いただいて、私たちは今 22 万 8,000 円で、その時 5 万 7,000 円の差があります。上郡は 12 月の職員のボーナスにも大変苦慮されて、この度ですね、いわゆる 27 万 1,000 円に減らしました。それでもなお且つ、私たちとすごく差があいております。その中で、共産党さんは、われわれのことをお手盛り議員ということで、盛んに民報にも書かれました。ですからですね、そういうことで、

〔「議案に関係ないがな」と呼ぶ者あり〕

〔山本君「何の質疑しよん」と呼ぶ〕

4番（岡本義次君） まあ、聞いてください。

ですから、そういうことね、やはりわれわれは、手取り16、17万の中ですね、多いか少ないかは、それだけ議員が減ってですね、議員としての、やはり、そういう努力なりしておりますので、この報酬審議会が決めたのであって、われわれが、その金額を決めたのでなくてですね、上郡は金がなくて、今光ファイバーのいわゆる引き込みでも、1戸当たり1万円、佐用はですよ。上郡は12倍の12万円という、そういうとこと比較してもね、それが妥当であるかどうかということも、そういう報酬審議会の中で決めていておりますんで、ですから、町長は、その報酬審議会ですね、この自分達の、この人が未だ、どういうん、私は、もう職員の方には、逮捕者は出ないと信じておりますけれど、業者としてはですね、未だ出て来るんじゃないかという懸念持っております。ですから、未だ、これがどこまで続くんかという中でですね、そこら辺の報酬審議会との中で、この決められたことを相談されたかということと、そういう今、分かる範囲内を、捜査の説明ですね、私、3月議会できっちりまた取り上げて聞かせていただきたいと、この様に思っておりますが、その2件について町長にお答えしたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） あの、報酬額そのものは、報酬審議会で答申をいただいて、それを受けて提案をさせていただいて決めていただくということです。

今回は、こういう不祥事を起こしたことに対する監督責任者としての処分という中で、これは最高責任者であります町長は、自ら町長として、その処分を行って、それを皆さんに最終的に専決を同意いただきたいということです。報酬審議会に諮ることではないというふうに思っております。まだあの当然現在も捜査は続いております。最終的に、どういう実際詳細な事件の経緯、原因、こういうものが明らかになっていないわけです。それは、当然、そういうことが明らかになれば、それに対してですね、また必要な対応をさせていただきたいと思っておりますけれども、やはり逮捕されて、そういう起訴をされたという、この事実。この事実の中で今回の処分を行っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） まあ、今回の処分が管理責任の一環としての処分というふうに理解をするわけでありましてけれども、それで、その管理責任というのをね、町長はどのように感じてあるのか、少し伺いたいと思います。

2月9日に藤元被告が起訴されたわけでありましてけれども、その起訴状によりますとね、合併前の04年8月から合併後の07年9月までの業者選定での賄賂を受け取ったというのが起訴された起訴状として新聞報道されております。これは神戸新聞に出ておりますけれ

ども。それで伺いたいんですが、今回起訴された期間というのは、合併の1年前と合併後2年間という、この起訴状によりますとね、いうことになっています。そういうことからすれば、これは確かに、旧上月町時代から水道関係、事業所関係に勤めていたという点は事実としてありますけれども、起訴状によれば合併後の2年間だというね、こういう起訴になっているわけですから、現在の町長としての管理責任は、私は、やっぱり重い。その一環としての、この減給というふうにされているけれども、重いというふうに思います。

それで、町民的に違和感を感じるのは、結局、これは旧上月のことであり、自分は、この職員は合併後1年経ったら、課を変えたんだというような言動がね、何か、自分、管理責任者としての発言らしからぬふうに見える点があります。例えば、先ほど岡本議員が言った、逮捕後の20日の日曜日の早朝の放送にしてもね、このような事件が発生してしまいましたことは云々と。これは、自分の2年間の中での起訴状の内容の不祥事であればね、管理責任者としては、このような事件を起こしてしまったことという、自然発生的に発生したみたいだね、そういう言動にはならないんじゃないかというふうに考えるわけがありますけれども、この管理責任問題について、つまり合併後2年間が起訴状の期間になっているということからして、管理責任をどう考えておられるのかと。それと、この減給処分が管理責任としての1つの区切りというふうに思っておられるのかどうか、その辺りをお伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 私は、これが旧上月町の問題であったというようなことを一言も言ったことはありませんし、当然全てを含めた、この合併の中でですね、この私が、今全体の責任者としての対応をさせていただいているつもりです。ただ、経緯としてですね、当然、職員についても長く、そこに同じ仕事に勤めていたということについては、こういう仕事を行う上で、当然、そこには、事業者、業者との関係が深く出て来るわけです。だから、そういうことに対して適切でないということで、私は、管理責任者として、合併後一番最初の人事異動の中で異動したと、これは事実です。事実として申し上げております。ですから、当然、今回の起訴につきましては、合併以前からの問題と合併後に引き続いた、これ一連の、この事件でありまして、まあこれは、やはり時効というものがありますから、警察においても捜査はずっと以前からの捜査はされております。しかし、起訴としてはですね、その起訴ができる時効の範囲内で起訴を今回されているということだというふうに認識をいたしております。まあ、そういう意味で、私は、町長としての管理監督責任、まあこれは、あくまでもどのようにしたかと言われますけれども、中々、まあその全ての職員を側に置いて、こう自分自身が一緒に仕事をしているわけではありませんけどもね、町長という立場は、そういうものを全て組織として含めて仕事をしている中で、事件が、こういうことが起きた場合にですね、それは町長の最終的な責任であるという観点から、今回の管理監督責任に対する処分という形で、処分の、この減給という処分を自らさしていただいたということでもあります。まあ、一応、私は、処分としては、他の例なり、これまでにもね、各他の自治体でもありますし、過去の例もありますので、その点から見てまあ、私には普通妥当な処分であろうなということで、自分自身は、そういう判断の中でさせていただいておりますので、これ以上またそれ以上の別の問題、関わる問題が発生、明らかになり、その処分をしなければいけないとか、対応しなければいけないということになれば、それは、その時点で、当然考えさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それでは、常盤電機事件の関係で、06 年の 4 月から 7 件の 1,200 万円の見積入札問題、これがいわゆる賄賂の 1 つの原因になっておるわけですが、この点に、再発防止も含めて確認したいんですが、指名競争入札の入札結果については、議会は関知できますし公開されています。ところが、この見積入札については、議会にも公開されてないし、町民も勿論分からないという実態です。そういう点からしたら、今回の、この見積入札問題、1 つの契機にしましてね、やはりこの見積入札についても、公開していくという点が再発防止の 1 つの点であるんじゃないかというふうに思いますが、その点はどうかということ。この 7 件の内 4 件が 1 社見積であったと。これについては、町長は 1 月 21 日の神戸新聞で財務規則から見てもね、2 社以上に合併後は見積さしていると。今後も厳しくチェックしたいというふうに言ってるわけですが、合併後 4 件が 1 社見積というのが、この数字です。この食い違いと今後どうするのか、このあたりについて、再発防止も含めてお伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） まあ、工事の発注に向けての契約については、これは全て公開をすればいい、する必要、公開が必要であれば、公開をしたいと思います。

今でも、別に、それを公開してないというわけではないと思います。請求あれば、当然公開をするということでもあります。それから、どうしても、これは業務の特殊性というのは、これはもう各自治体とも一番こころ悩むところですが、まあこういう機械、設備をつくる段階におきましては、これは各メーカーとか各事業、企業色々競争原理の中で入札制度等十分に活用して行くということになるんですけど、まあ後、それを出来上がってずっと継続して管理をしていかなければならない。このことについて、1 年 1 年に変えて行ける物、そこで区切れる物というのは、非常にまあ、それはまた、その段階で、たくさん色々な業者その関連業者から入札を行うということが行為ができます。しかし、実際に、もうずっと継続して、この管理をしていくという、そういう業務についてですね、中々その実際設置をした、またそれを管理している業者、方でないとですね、管理ができない。町職員が全て技術者のな技能を持ってですね、管理をできればいいんですけど、やはり、そういう専門家、専門業者に委託をしなきゃいけない。まあ、こういう点について非常に難しいと言いますか、そのかえって違う業者なり、その度にすることによって、価格、費用がですね増えてしまうという点も実際やっている職員にとっては、一番まあ、こころ悩むところであろうと思います。でまあ、基本的には 2 社じゃなくて 3 社ぐらいの見積を、見積でも取るべきであろうということで、まあやって来ておりましたけれども、今回の状況を見て、更に見てみますと、そういう専門的なものについては、業者からの見積で 1 社の見積で契約をしていたという点は、事実が出てきました。まあ、ただ、それについては、大きな事業についてはですね、逆にコンサル、その見積をもう一度精査する、検討する、チェックをしていただくコンサル、第三者の立場でね、町の立場で見て、専門的に見ていただくコンサル、そういうものをお願いしてやっているやり方も行って、一部あります。で、まあ今後、町としては、合併したことによってですね、旧町で、それぞれの施設、それぞれの業者が管理をしていた分やら、同じような仕事をしているわけです。まあ、その 4 町が合併したことの、これの効果をいかしてですね、一応それぞれの同じような業務についての比較検討を行っていきたい。逆に、そういうものに対して、そういう業

務に対してですね、複数の、そういう関連業者から見積を徴収するというようなやり方も行っていきたいと。そういうふうには水道課なり下水道なり、そういう設備管理を担当している課には支持をしているところであります。

まあ、後は、1人の職員が取り決め、交渉するのではなくってですね、当然、組織として上司とともにですね、その最終的な価格交渉というものは、行なっていくチェックをします。その必要な、それが業務が全て適正に設計見積の中に反映されているかどうか。無駄なものがないかというような点については厳重にチェックをしていく。そういうことをやっぱし、これは責任、課の担当責任として行って、行なうように、そういう点については、指示をいたしております。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） いや、あの確認したかったのはね、町長が、この神戸新聞では、合併後2社以上に財務規則どおりね2社以上に見積さしている。今後も厳しくチェックしたい等、再発防止を強調したというふうに報道されているけれども、と言うことは、実態としては、2社以上じゃなかったといのは、現に出て来たわけですけども、これは、その時の町長の勘違いなのか、それとも、この報道自体が間違っているのか。それが1点と。

それから財務規則については、2社以上ということになっていればね、どうしても1社じゃないとあかんというのだったら、財務規則の改正等ですね、そういったことも考えられるのかどうか。財務規則遵守という立場からはどうなのかという、この2点についてを伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、まあ新聞報道の場合は、色んな議論、インタビューがあった中で書かれております。原則として、もう2社以上でやって、当然それを原則でやってますということを、その時には、私は、お話したと思います。ただ、今言うような事情の中でやってない。やってないと言うかできない分野があったということです。で、この点については、財務規則をですね、それをできなければ財務規則を変えたら、変えるべきじゃないかというお話なんですけども、まあこれは町の条例上、佐用町だけが、それができるのか、他でも大体同じことを実際には、財務規則上は謳ってあるんですよ。しかし、それが、中々現実には矛盾してできてないところ、できないところがあり、ただ形式的な形で、それを処理している点もあるように、私は思います。それが、返って逆に、これが弊害になる可能性もあります。ですから、財務規則を、そういう場合には1社見積で随意契約ができるというようなねことが、規則上きちっとできるのであれば、そういうことも、どうしても、そういう場合が出て来る可能性はありますので、必要性はあるかというふうに思います。それは、研究をいたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ君） 今回の汚職事件というのは、そもそも職員と業者とのいわゆる癒着が、その起因しているわけで、業者と職員との、その係わり合い方、これについて、こういうことが二度と起こらないようにするということが、今回大事なことです。そういうことについて防止策というか、個人のその、いわゆる倫理に任せるのではなくて行政としてどういうことを、今回の事件を契機に考えておられるのか伺います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵道典章君） うーん、まああの、非常にですね、仕事を行なっていく上で業者の方と、やはり意思疎通と言いますか、よく仕事に対して理解をお互いにして進めない仕事はうまくいきません。で、業者とも係わらずに仕事をするのは、逆に、まあそれは仕事にならないわけです。ですから、先ほどまあ、長年、その同じ仕事をずっと続けていくことによって、そういう危険が高まるということは、まあ申しましたけど、しかし、そうかと言って長年やってたから、先ほど岡本議員も言われましたけれども、そういうことを基本的に、まず不正な関係また法に抵触するようなことをすること自体がそうなるんだというものではないわけです。イコールではないわけなんで、当然職員においても熟知してですね、少しでもまあ、その町の色々な施設設備、事業をですね円滑に、また効率良く運営を、仕事をしてきている、そういう分野においては、当然業者の皆さんの力も逆に借りなければならぬわけです。ですから、それには、個人ではなくって、最終的には組織としての、お互いチェックをきちっとしていくということ。これは1つ大事なことで、先ほど言いましたように、それぞれの担当課において複数の、特に上司が、少なくとも、きちっと設計なりまた仕事を進めていく状況をですね、チェックをするということ。これは当然、当然必要なことだというふうに思っておりますしね。

それからまあ、町として町長として1つは人事権の中で、そういう職員の適正をよく勘案しながら、しかし1人の職員に、そういうだけに頼るような仕事のやり方ではなくてね、やはり適当な期間において仕事、職場の異動を、まず行なっていくということ。これは必要だというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ君。ちょっと待ってよ。

18 番（平岡きぬ君） まあ、回答はまあ同じ職場で長くいないように、まあ入替えるというのが最大の方法しかないというような、今の現時点での対応は、そういうことだったんですけれど、まああの、佐用町だけでなく近隣でも、こういう問題が残念ですが起きているところを見ますとですね、その職員と業者との、そういう癒着が生じないように、行政として、例えばですが、業者とゴルフをすとか、それから付け届けについてどうすとか、そういうまあ、いわゆる常識の範囲、考えられることではありますけれど、そういうこともきちんと、こういう問題が発生したわけですから、町民に対して二度とそういうことが起こらないようにするために行政としては、私は、ちゃんと拘束力がある、その条例を作って、そういうことが起こらない。そういう再発防止策を、私は考える必要があるんじゃないかと、私は思うんですけれど、そういったことについては考えておられますか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、いわゆる倫理条例というようなものをとということかと思うんですけども、当然、そういう条例をですね、制定してまで職員をですね、信用できないというようなことでは、やっぱり仕事、町としての円滑な、また行政運営はできないかなというような感じもいたしますし、まあ社会通念の今の現代の中で、適切なやっばし行動を行なう、公務員としてですね行っていくようにとということで、これは常々指導をしておりますし、例えば業者間の贈答についてもですね、一切これは、その仕事に関するものについて、業者間の、業者からの、方からのですね、そういう物については受け取らないということを、これは通達として職員に対して、そういう例えばお盆とか暮れの前にですねきて、もしそういう物が送られて来れば、町の方から返却をするということで対応をしておりますのでね、今の私は職員の全体からの対応を普段の生活から見て、そういう条例までつくって職員、そういう倫理を求めるといことまでは、これは必要ではないなというふうに思っております。当然、自覚して個人が倫理観を持って行なうべき、これは立場で、町職員の立場であろうと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君の方が先でした。安夫君。

4番（岡本義次君） 先ほどまあ答えられたんですけども、町長、副町長の減給に対しては、前例とか近隣のあれを見習ったということなんですけれども、他の管理職についてはですねなんですけれども、2名の方があれされてるんですけど、結局どうなん。これは、あれなんですか。その直接、その事件の時にかかわった人たちということであれされとんかな。しょうじゃなくて、今のあれでされとん。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、これはもう組織なんで、まあそういう事件の概要が全て明らかにされておきませんので、もっと以前からのですね、問題がそこにあって、その時の監督責任を問わなきゃいけないということがあれば、その遡っての処分ということもありませんけども、これは現段階においては現在の水道課の管理下にあると。その課のね、これはやっばし、それぞれ管理職にはあるということでの処分をいたしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13番（岡本安夫君） まあ、確かにあれです。色々と、その、これからも防止策ということでね、それぞれ同じ部署に長いこと勤めないとか、その契約に関して2社なり

3社なり入れてやっていくというような、色々と方法あるんですけど、やっぱり、そのまあ口やかましく、その訓示を言って通達をしても、やっぱり究極はもう個人のモラルに行き着くところやで。のるということは、中々こう思うようにいかないというのが現実なんですけど。これはまあ余談の話なんですけど、たまたま、うちの娘がテレビ見てまして、庵造さんテレビ出てましたよ言うて誤っておったけど、庵造さん悪いことないんですよってというようなこと、わざわざ電話あったということで、本当にこう町長という立場で、こういうことあったということで、本当にまあ苦しいということを同情しますが、まあ本当にこう頑張るってまあ、今後こういうことがないように、まあ努めていただきたいなと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） はい、4番議席岡本です。

今さっきのそれぞれの説明の中でですね、今、県警本部が書類持ち帰ってですね、解明中でございますんで、未だいわゆる町長が、ここで中身の途中の、いわゆるどこまで、表明いうか、皆さんにお知らせするところまで至ってないのかも分かりませんが、再発防止の為にね、課長、副町長をはじめ課長で特別委員会なり作って、こういうことを審議されたんか。そしてまた、そういう、いわゆる業者発注の課とかですね、については、全ての全職員に通じて課長からですね、そういうことについての、そういう、どう言うんですかね、色々な対策防止の為のですね、いわゆる、そういう取りまとめがね、副町長以下総務課長がやられておるんかどうか、そこら辺を聞きたいと思います。それとですね、私も、ちょっと町内うろうろしてますんで、業者に聞きましたら、色々な工事の時に、彼がですね、相当以前からね、まあこう、ちょっと持って来いというようなことがあったんじゃないかというようなことを聞きました。ですから、その今新聞報道によれば、500万という中でね、いわゆる今解明されておるんが2業者の摘発の中でですね、150万ぐらいということであれば、未だ残りが残っておりますし、ある業者はですね、ちょっと飯も喉が通らんと寝るばかりしとるという業者も聞きました。ですから、そういう中でね、やっぱりあってはならないことで、起こったということに対してね、重く受け止めて私は3月4日からの本会議の中でね、一般質問でまた1時間に亘ってきっちりとしてですねやらしてもらいますけれど、そういう中でね、特別委員会なりつくって、その再発防止の為にね幹部の方が、そういう今まででもやられたかどうか。そして一般職員まで含めてね、そういう、どう言うんですか、取りまとめをですね、副町長なり総務課長がされておるんかどうか、その点についてお伺いします。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵造典章君） あの、当然これは1人藤元職員が起した問題であって、他の他の職員は、自分と関係ないというような捉え方はしてもらっては困ると。これは、やはり1人の職員がこういうことで逮捕されたということは、やはり職員として皆、同じ自分達がやっぱし連帯した責任の中でね、職員としても十分に反省をし、また注意を喚起していきなさいいけないということを、まず職員集会、皆、緊急招集をして全体にも話をさせていただきましたし、また課長会の中でね、それぞれもう一度課の中でのチェック体制をきちっとやるようにという指示をさせていただきました。まあ、それぞれまた、そういうまた例

えば事業課と言われる、今指名業者に対しての入札を行っていく形での副長を委員長とした指名委員会の中においてもですね、そういう発注の仕方等についての協議は、今、さしております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

4番（岡本義次君） 監査すればね、役場の金を使い込んでおれば、すぐ分かることだと思いますけれどもですね、彼が、巧みにというんか、自分の名前じゃなくって愛人宛てに振り込ましておったいうところにですね、このちょっと長い経緯があったんじゃないかと、想定できるわけでございますんでね、そこら辺については、この3月4日までには、その取りまとめられたことも含めてですね、やはり我々も一緒になってね、再発防止の為にやっていかなければならないと思っておりますんで、そういうことについてしっかりお願いしたいと思います。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。
山本幹雄君言うたんや。

11番（山本幹雄君） ちょっと待ってください。

議長（西岡 正君） いいです。

17番（山田弘治君） 岡本議員の発言の中に持って来いと言うたん違うかとか、愛人とか、その本会議である席で、やはりその持って来いというの、それ確認されとんか。人の言うたこと言いよってんやろ。数少ない業者の中でな、そういうこと言われると、非常に業者の方も迷惑。ただでさえ、今ちょっと大変な状況に置かれとんでね、やっぱり言うてええことの発言と、言葉のあれば、ちょっと訂正、気を付けてもらわなったら、私はいかんと思います。議長、そやでちょっと訂正の方をお願いします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと待って、訂正ですか。

4番（岡本義次君） いや訂正ではありません。あんね、私は、業者に確認して業者から聞いたことを申し上げたんでね、それは確認してみてください。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君。

〔山本君「ええ、違うがな。それを、いやまあええけどね。」と呼ぶ〕

〔鍋島君「ええか」と呼ぶ〕

〔山本君「いやいや、まあ、1回したんだろ」と呼ぶ〕

〔鍋島君「1回した」と呼ぶ〕

〔山本君「そやろ、僕1回もしてないから待っておったんやけどね」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 申し訳ないです。先ほど、山本君言うたんで、

21番（鍋島裕文君） ええじゃあ、2月10日にね、上月プロパン社長逮捕されたという事件になったわけでありましてけれども、この新聞報道ではね、予定価格の漏洩問題、これを指摘をされております。で、この指摘を受けてね、現在の本町の入札開札状況というのは、落札率は95パーセント以上が6割という実態、これは再三一般質問して来たわけでありましてけれども、この予定価格漏洩問題と絡めてね、現行の入札の実態ですね、これも、この角度からのメスもね、当然必要じゃないかというふうに思うんでありますけれども、この当たりの見解を伺っておきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） どういう意味か、ちょっと図りかねるところもあるんですけども、そのまあ、設計は確かに担当職員がですね、行い、課長、その課の中で行います。ですから、当然仕事を行なっていく上で、職員はですね、その事をきちっと積算をして設計書を作るわけですから、それはもうはっきりと分かっているわけです。ですから、その設計価格が漏れたとかね、これは、このことをじゃあ、分からないようになっていくことはできない。職員が、もし、それは最終的には職員の、これももうモラルの問題です。ただ、予定価格については、これは入札前に今現在のやり方は、私は、町長が予定価格を決めると。私の責任の中で行っております。で、ですから、はっきりとね、細かいところまでの数字っていうのは、当然、これは最終的に私が決めてるんで、職員も全く知りません。課長も知りませんし、私が1人の町長としての責任の中でやってるということです。それ以外にないなというんが。ただ、今言うように設計が出ている以上ですね、大きくそこから違うということじゃないわけですね。そういう意味では、これは、もう今の方法というものは、もうやむを得ないというか、それしかないと思っています。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） いや、聞いているのはね、新聞報道ですよ。この2月10日の逮捕事件の新聞報道では、予定価格の概算をね漏らしたという、この報道になっておるから、例えばの話ですけども、設計価格が分かれば、大体歩切りをしますのですね、95パーセントの

予定価格というのは、本町の今の実態からすればね、設計価格からはじき出されるんじゃないかと、例えばの話ですけど、そういったことがあるのじゃないかというのが、まだ分かりませんよ。この、未だ応答1回ですから、その後、今から解明されるでしょうけど、そういった問題として一部報道されてる。で、残念ながら本町の場合は、この入札の実態というのは、1位不動と95パーセント落札率ですね、非常に高い落札率で推移している。この改善を再三求めておるんだけど、やっぱり、こういった実態についてね、やっぱりきっちり点検しなおして、この問題を契機にね、やはり再発防止の一環として、この問題もきちっと是正していくと、検討していくという立場から質問しておるんです。

予定価格のピタリの数、数字かどうか知りませんよ。設計価格からはじき出すのかもしれない。ただし、漏洩問題として報道されているけど、どうなのかということをお聞きしておるわけです。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そこにも漏洩問題として予定価格が漏れるのん、概要がということになっとなんでしょ。予定価格が漏れたという報道じゃないと思うんですよね。

だから、予定価格というのはある程度推測されたものをね、その設計担当者が漏らそうと思えば漏らせることはできるということですから、それだけです。

〔鍋島君「ああ、今の実態よ」と呼ぶ〕

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

〔町長「いや、今の実態」と呼ぶ〕

〔岡本安君「町長が1人しよる言いよったがな。何聞いとってんや」と呼ぶ〕

11番（山本幹雄君） あの、聞こうかなと思うんですけども、まあ、ついでに聞こうか。やっぱりね。はい、すみません。

まあ、この件に関して町長も、もしかして、岡本議員が言われたように、まあもしかしたら被害者なのかも分からないという思いもありますが、もしかしたら、ほんまは当事者かも分からんし。ただ、そういう事は僕ら分かりませんけども、ただ組織のトップとしてね、井上さんが言われたように、個人の資質ですよってというのは、記者会見の場出て来ていいのかどうか。例えば、民間企業においても、昨年度から、色々不祥事あるけれども、必ずトップが詫び入れてます。個人の資質の問題なんていう発言は一切したらあかん。

まして町民の福祉の維持、向上を図る行政のトップが、そう自分の部下である職員がやったことに対して、個人の資質であるなどというような、まあ発言が、ちょっと軽すぎるなというのを感じたんで、そのようなことでは、町民の方は非常に不安になると思います。と、もう1個、まあ一番最初神戸新聞見せてもらった時に、町長、副長、総務課長が3人頭下げられてるの見て、ほんまに最初何も分からん時に、町長も大変やなと思うたけども、あれっ、待てよ。これ1人足らんのかと思うたんです。まあ、この前起訴されたんが、合併前1年前と合併後2年。じゃあ、合併後2年間、その組織のトップの顔が1回も見えて来ない。1回も何の返事もしない。1回も説明もしてない。1回の反省もしな

い。それどころかですよ、そこのトップよう考えてみたら、これね、株式会社才金ファームに庵途町長から来とう文書の中でね、見よったらね、ちょっと言うたら、排水、臭い水道汚染どうのこうのとあってね、同条例により規制対象の該当はないとかいう中でね、形式的にも本町に定められた審議開く必要があるんじゃないという審議会の終了待って欲しい言うて、これものすごく、これ文書みたら業者よりの対応なんですよね。ほんでね、この上の方見てみるとね、貴町の積極的後押しにより進められておると。うちの町言うて、ちょっと企業とね、住民の方向かなあかんのに、企業の方向きすぎとうなと感じるんですよ。町民が、それで余計不安なんですよ。そういう中で、町長が個人の資質の問題やなんて言うてもろたら、町民、あれ何なの、ここの行政は。水道課言うて、ほんまにどこ向いとんや、町民の方向いてくれとんかと。いうことなんです。そうじゃなしに、やっぱり町民の方向いてもらいたいし、多分、その個人の資質というのは、多分、本心で言うたんじゃなくして、本心は、本心なんだろうけど、まあポロツと言うてもたんだらうと思うんやで。けども、やっぱり行政の組織、ねっ、民間なら未だいいんだけど、ねっ、こういう行政のトップだったら、もうちょっと発言も、行動も慎重にしてもらわないと、今後何かあった時に、余計町民が不信を抱く。まあ、だから、そこら辺を、ちょっとまあ、質問と言うより意見になったけども、ちょっとそういうことを言わせてもらいました。

あんまり言うて、一般質問で言えなくなりますので、以上にしておきます。

議長（西岡 正君） 他に。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長はい、お答えください。

町長（庵途典章君） あの、新聞報道というのは、どうしても出てしまいますから、その記者のですね、捉えた考え方、見たものを、思いで書かれております。ですから、先ほども言いましたように、色々と質問のある中でね、色々と町としても組織としても、これは注意をしたりやっけていきますけども、どうしても、最後はね、個人の資質の問題がありますということ、これは当然のことだと、私は思っております。当然、個人の資質というものを、きちっとあげて、その資質を高めていかないとですね、また逆に、こういう問題も起こる可能性は、組織の中にあるわけですから、だから、その点は、やっぱり、兵庫県の知事も、そういうふうにお会いした時に、井戸知事も言われましたけどもね、やはり、私たちにも、当然限界は、そういう、その組織なり規則なりで、いくら縛って行っても、限界はあるわけです。それを越えるものは全て社会の中で、その個人が、やっぱり最終的に、自分の自己、自分を律する、自己理立、自分自身を律していくという、そういうものが最後は求められるということをお話をさしていただいているわけです。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13番（岡本安夫君） あの、これですね、常盤電機が入札した工事が、またやり直すいうことなんで、その目処は立っとなんですか。新たな工事請負契約の。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは下水道課の発注している部分を契約をですね、解除したということで、今年度では間に合いません。で、来年度に繰越をして、来年度の事業としてですね、取り組みたいと思っておりますけども。実際その事業が出来る事業者、それもその価格でね。今提示されてきた価格内で出来る業者がいるかどうか、それを再度、下水道の中で、課の中でですね、色々と情報を集めているところです。

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、本案について、討論に入りますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 賛成ですが、反対じゃないんですがよろしいですか。

議長（西岡 正君） 反対ですね。はい。

18 番（平岡きぬ糸君） 賛成の討論です。

〔松尾君「反対ないのに、賛成するあほおるか」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 反対ないですか。ああ、ほなどうぞ。

18 番（平岡きぬ糸君） あほとすることないでしょ。本会議ですよ。

1 月 19 日、町職員が収賄容疑で逮捕。2 月 8 日、起訴。2 月 10 日には、別の業者からの収賄容疑で再逮捕された事件で、町は町民の信頼を著しく失いました。提案の町長、副町長の監督責任としての給与減額は認めますが、町民の信頼を回復するための再発防止策などの具体的な提案が必要です。日本共産党の議員団が 2 月 6 日に汚職事件に対する申し出を行いました。

その 1 つには該当職員が腐敗に至る原因についての解明とその公表。

2 つ目には収賄企業、常盤電気との契約状況の公開、その後明らかになった贈賄業者との契約の公開も加えます。

3 つ目には、入札結果は、見積もりも入札の公表をすること。

4 点目に、入札率、95 パーセント以上など、異常な入札実態の改革をすること。この点について、町長は真剣に取り組み、町職員が 2 度と業者との癒着が起きないように、拘束力のある条例化制定が必要だと考えます。

以上、再発防止策を求めて、賛成討論を終わります。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですので、本案についての討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例、専決第 1 号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり承認されました。

日程第4・議案第5号 工事請負契約の変更について

議長(西岡 正君) 日程第4、議案第5号工事請負契約の変更について、上月小学校屋内運動場建設工事を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長(庵逄典章君) ただ今、上程をいただきました議案第5号、工事請負契約の変更について提案のご説明を申し上げます。本案件の上月小学校屋内運動場建設工事につきましては、第13回定例議会において、契約金額2億3,793万円。消費税込みで議決され、請負契約を締結し、工事を進めておりますが、今回、旧屋内運動場跡地整備にかかる擁壁、ガードレール、フェンスの追加、仮設事務所の移動に伴う用地整備、既設フェンスの撤去及び新設、運動場への法面の勾配修正、運動場用スピーカーの設置、屋外倉庫の整理棚の追加設置などによる工事費の増加と内壁下地、アリーナのコートライン引き等の変更に伴う減額などを調整し、変更後の請負契約を804万6,150円増の2億4,597万6,150円に変更契約しようとするものでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会のご承認をお願いするものであります。ご承認いただきますようお願いを申し上げ、説明といたします。

議長(西岡 正君) 提案に対する当局の説明が終わりました。
これより本案に対する質疑に入りますが、ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、吉井秀美君。

20番(吉井秀美君) 20番、吉井です。先ほど町長が提案説明が行われましたけれども、804万6,150円の追加工事それぞれについての金額の内訳をお願いいたします。委員会で、総務委員会で説明された内容を少しお聞きしたんですけれども、跡地整備の駐車場への転換ですけれども、これの擁壁とかフェンスとかガードレールとか、こういったものにかかるものが主な増額のように思いますが、その辺も詳しくお願いします。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、坪内課長。

教育委員会総務課長(坪内頼男君) はい、そしたらお答えします。

金額の大きい分から説明させていただきます。

まずあの1番大きな変更ですけども、前の体育館、旧屋内運動場ですけども、前の体育

館の跡地、これにつきましては、保育所それから上月中学校それと上月小学校のちょうど真ん中にあるということで、駐車場ということでの整備をこの際、跡地利用としております。その中で当初の予定では形状そのままの形状で設計をいたしておりましたが、現地精査の中で上月中学校の方からの進入路とそれと運動場、グラウンドの行く、グラウンドのレベルと合わすいうなかで、出来るだけ駐車スペースを確保するという目的と、合わせて小学校の校舎からグラウンドにかなり落差がありますので、そこに車椅子でもいけるようなそういうルートを確認するという視点で盛り土をさしていただきました。その関係で、盛り土をした関係で擁壁等を整備するということと合わせて、安全策のためのフェンス・ガードレール等をさしていただくという内容変更です。これは216万6,000円です。216万6,000円。2番目の大きなものですが、ご存知のように、上月中学校の跡地ということで町道等も整備しておりますが、非常に跡地が飛び地というんですか、空き地が出来ております。今回の工事の中で、上月古墳の西側、上月古墳の西側ですが、そこも町道からも侵入できない飛び地があります。この飛び地の跡利用のことも勘案した中で、今回の工事で、そこに資材置場あるいは、仮設の事務所、工事の仮設の事務所ですが、そういうものを設置する中で、整地と進入路も整備できるということで、変更設計をしております。これが160万です。それから3番目ですが、3番目は、体育館とそれからグラウンドの新しい体育館の方ですが、その南側のフェンスを撤去して、そこに新しいフェンスを設置するというので、当初は、既設のフェンスを利用するという計画をしておりましたが、地盤の調整等、脱着等が必要になったために、そのフェンスは新しいものに変えると。その既設フェンスについては、先ほど申しました、上月古墳の西側の空き地、用地、それはまあ、駐車場のよう形で利用できますので、そちらの方に、廻すという変更を考えております。それが、90万です。金額的に4番目に大きいのが、グラウンドと体育館の斜面に倉庫、傾斜を、法面を利用して倉庫を作っておりますが、その倉庫の中の、これ学校との調整の中で、木製の整理棚を追加設置しました。これが65万です。それと、次ですが、5点目が体育館、校舎とそれからグラウンドの法面ですが、非常に勾配があるということで、急傾斜であります。で、今回グラウンド側の排水溝を整備する中で、法面の勾配を、この際、緩やかな勾配に修正をしております。これが50万。あと色んな項目はありますが、今お話しした5点で581万6,000円。後につきましては、色んなものの出入りがありますので、项目的にはかなり出てますので、これくらいでさしていただいて、主に説明さしていただきましたように、本体の体育館の変更ではなく、屋外付帯の変更ということで、ご理解の方お願いいたします。以上です。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） それでは、今のご説明で、増額になった804万6,150円全額の説明というのは、ちょっと無理ですか。

議長（西岡 正君） はい、はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 先ほど申しましたように、項目でこの出来高設計の方になっていきますので、項目で言いますと、30項目近くなりますので、もし、必要であれば、

また、資料としてはお示しできるかと思えますけども、ここでの説明は、ちょっと数が多いので。

議長（西岡 正君） 吉井議員、よろしいですか。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） いいでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、ごめんなさい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 4番、岡本です。これらやっぱり、相当、金、2億3,700万戸使っておりますんですね、やはり、これらのことが当初の設計段階です、やはり相当、2回、3回、4回って打ち合わせをされた中でね、わからなかったものかどうか、そこら辺はどうですか。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 先ほどお話ししましたように、外交関係で、実際に現場に入って工事するなかで、色々出てきた分。それと学校と調整するなかで、児童生徒の施設ですので、そういった学校。事前にも調整はしてるんですけども、実際に現況が変わっていく中で、学校との調整のなか、そういうものもでております。それと、もう1点、その古墳の関係につきましては、総合的にこの地域を考えた中の視点で、途中になりましたけども、変更を考えたということです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。他に。無いようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 無いようですから、討論を省略いたします。

これより本案について、採決にはいります。議案第5号、工事請負契約の変更について、上月小学校屋内運動場建設工事の原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（西岡 正君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。今期臨時会に付議された案件は、終了いたしましたので、閉会したいと

と思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって第 19 回佐用町議会臨時会はこれをもって閉会をいたします。

議長（西岡 正君） 閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日あげられた議案は全て終了した訳でありますけれども、今後色んな問題等々、未だあるかと思えます。十分ご審議を町当局も含めてお願いをしたいと思います。そしてまた、3月の定例会が間近に控えております。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただきまして、3月議会に臨んでいただきたいと思います。

本日はこれで終わります。ご苦労さんでした。

町長、何かあれば、ありますか。

町長（庵逄典章君） 今日は朝から、長時間にわたりましての、ご審議誠にお疲れ様でございました。ありがとうございました。

提案さしていただきました議案につきましては、それぞれお認めをいただきましてありがとうございます。

処分の問題につきましては、十分その責任の重さを感じながら、今日の皆さんのご承認いただいたと。いうふうに私自身受け止めて、今後更に、町民の信頼を回復できるようにですね、努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく今後ともご指導いただきますようお願いを申し上げます。

またあの、採択をされました請願につきましては、議会での採択という、されたということの当然大きな意味、重さは感じながら、受け止めながらですね、地域の住民の、地域の和を何と言っても大切にしたい形で、話し合いをしていきたいと。努力を、円満な解決に向けてね、努力をしていきたいと考えておりますけれども、やはりこれには、私自身も精一杯の色んな、あらゆる手段ということについては、努力をいたしますけれども、私自身も、この町長という立場のなかで、出来ることは当然限界というものもあります。可能ななかで、努力をしていかなきゃいけないというふうに思いますし、議会におかれましては十分、その点、ご協力をいただきますように、そして、地域、住民の皆さん方に、何と言っても、協力とご理解をいただかなければ、解決が中々難しいという点があります。そういう点について住民の皆さんと共に、十分これから話し合っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） ご苦労様でした。

午後 0 2 時 4 3 分 閉会
